

伊勢志摩国立公園  
管理計画書

(案)

平成 年 月

中部地方環境事務所

## 目 次

第1. 伊勢志摩国立公園の概況	1
1. 伊勢志摩国立公園の概要	1
2. 伊勢志摩国立公園の指定及び計画の経緯	2
(1) 公園区域	
(2) 規制計画	
(3) 施設計画	
第2. 管理の基本方針	3
1. 管理計画作成方針	3
2. 管理計画区区分方針	3
管理計画区分図	4
(1) 伊勢管理計画区	5
1) 管理計画区の概況	
2) 管理方針	
3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
(2) 鳥羽管理計画区	18
1) 管理計画区の概況	
2) 管理方針	
3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
(3) 志摩管理計画区	31
1) 管理計画区の概況	
2) 管理方針	
3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
(4) 南伊勢管理計画区	51
1) 管理計画区の概況	
2) 管理方針	
3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	
4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	
3. リゾート計画等大規模複合施設の取扱いに関する事項	63
(1) 公園事業となる大規模複合施設の取扱い	
(2) 公園事業とならない大規模複合施設の取扱い	
(3) 普通地域内における大規模複合施設の取扱い	
第3. 適正な公園利用の推進に関する事項	64
1. 基本方針	
(1) 全体方針	
1) 利用資源の発掘・保全	
2) 情報の発信	
3) ソフトインフラの整備	
4) 適正な利用の推進	
5) 関係機関等の連携	
(2) 各地区ごとの方針	
1) 伊勢管理計画区	
2) 鳥羽管理計画区	
3) 志摩管理計画区	
3) - 1 登茂山集団施設地区	
3) - 2 横山集団施設地区	
4) 南伊勢管理計画区	

2. 利用方法に関する事項	66
(1) 主な公園利用	
1) ドライブ及び眺望利用	
2) 歩道等の散策	
3) 自然観察会等の行事参加	
4) 海水浴・マリンスポーツ等の海辺利用	
(2) 自然とのふれあい活動	
1) みどりの月間	
2) 自然に親しむ運動	
3) 自然公園クリーンデー	
4) 全国・自然歩道を歩こう月間	
(3) エコツーリズム	
(4) 子どもパークレンジャー	
(5) 安全対策	
1) 安全対策マニュアル	
2) 利用施設の点検	
3. 人材育成に関する事項	68
(1) パークボランティア	
(2) 自然公園指導員	
(3) その他	
4. 利用施設に関する事項	69
(1) ビジターセンター	
1) 情報収集・情報提供	
2) 行事の企画・運営	
(2) その他の公園事業施設	
5. 利用の適正化に関する事項	70
(1) 利用の規制	
1) 乗入れ規制	
(2) 利用の適正化	
1) ゴミの持ち帰り	
2) 公園利用のルール	
6. 利用統計に関する事項	71
 第4. 地域の修景に関する事項	72
1. 修景緑化	
(1) 基本方針	
(2) 推進方法	
2. 屋外広告物の整理	
(1) 基本方針	
(2) 三重県屋外広告物条例	
(3) 既設電柱看板の撤去	
 第5. その他・参考資料	73
1. 伊勢志摩国立公園基準の特例引用関係表	73
2. 指定植物一覧	90
3. 修景緑化植物表	91
4. 申請書等の経由ルート	95
5. 公園事業決定一覧	96
6. 公園事業執行までの作業手順	100
7. 伊勢志摩国立公園管理計画検討経緯	101
8. 伊勢志摩国立公園管理計画検討会名簿	101

## 第1. 伊勢志摩国立公園の概況

### 1. 伊勢志摩国立公園の概要

本公園は、昭和21(1946)年11月に戦後初の国立公園として指定された。その区域は、紀伊半島の東端に突出した志摩半島の大部分を占め、志摩半島北部の二見浦からその東端をまわり、西につながる南伊勢町の海岸及び伊勢神宮並びに伊勢神宮宮域林一帯を含み、東西約50km、南北約40km、面積約55,544haである。

沿岸部は、沈降と隆起を繰り返してきた典型的なリアス式海岸からなり、鳥羽湾、的矢湾、英虞湾等の奥深い入り江と、神島、答志島、菅島等大小多数の島々が、繊細で優美な景観をつくりだしている。一方、五ヶ所湾等の熊野灘に面する海岸は、西に向かうほど山の迫る懸崖となっており、随所に波の浸食作用による海食崖や海食洞等の特殊地形が点在している。内陸部はなだらかな丘陵地となっており、当公園最高峰の朝熊山(標高555m)をはじめ青峰山、横山、龍仙山、鶴路山、天神山等比較的低い山が連なり良い展望地となっている。

植生については、住民の生活圏と公園区域との多くが重なっているため、シイ、カシ、アカマツ等の二次林や人工林の占める割合が高くなっているものの、伊勢神宮宮域林や南伊勢地域では常緑広葉樹を中心とした自然林が残されている。

また、海岸の断崖や急斜面には、トベラ、シャリンバイ等の低木林が発達し、海岸部には、ハマボウ、ハマナツメ等の暖地性海浜植物群落が見られる。

動物は、シカ、イノシシ、ニホンザル等の哺乳類の他、内陸部で見られるシジュウカラ、カワセミ、メジロ、ウグイスや、沿岸部で見られるミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ、河口部で見られるカモ類、サギ類、シギ類等様々な鳥類が生息し、猛禽類の渡りのルートにも位置していることから、その時期にはサシバ、ハチクマ等も観ることができる。また、太平洋岸の砂浜部では、アカウミガメの上陸・産卵が確認されている。

上記の自然景観に加え、英虞湾を中心とする真珠やカキの養殖、アワビやサザエ等の漁にいそむく海女の姿等、人と自然との関わりや伊勢神宮、金剛證寺等の歴史的構造物や伝統的文化からなる独特の人文的景観が彩りを添え、自然の美しさと人の生活が融合した風景も、本公園の大きな特色となっている。

伊勢志摩は、京阪神や中京方面からの交通の便がよく、室町時代から続く伊勢神宮の「伊勢参り」や、夫婦岩等の名所観光、海水浴やサーフィン、シーカヤック等の海浜レジャー、朝熊山や登茂山、横山等の展望地からの眺望利用、鳥羽水族館、ミキモト真珠島、志摩スペイン村等の観光施設利用、イセエビやアワビに代表される海産物の味覚探訪等多種多様な観光利用がなされている。

## 2. 伊勢志摩国立公園の指定及び計画の経緯

### (1) 公園区域

昭和 21 年 11 月 20 日	公園区域の指定
昭和 52 年 2 月 8 日	公園区域の全般的な見直し（再検討）
昭和 60 年 1 月 31 日	公園区域の変更（第 1 回点検）
平成 12 年 3 月 31 日	公園区域の変更（第 4 回点検）

### (2) 規制計画

昭和 27 年 3 月 1 日	特別地域の指定
昭和 40 年 1 月 18 日	特別地域の指定（拡張）
昭和 52 年 2 月 8 日	特別保護地区の指定並びに特別地域の全般的な見直し（再検討）
昭和 60 年 1 月 31 日	特別地域及び特別保護地区の変更（第 1 回点検）
昭和 63 年 7 月 23 日	特別地域の変更（第 2 回点検）
平成 6 年 2 月 15 日	特別地域の変更（第 3 回点検）
平成 12 年 3 月 31 日	特別地域の変更（第 4 回点検）
平成 18 年 8 月 1 日	特別地域の変更（第 5 回点検）及び乗入れ規制地区指定

### (3) 施設計画

昭和 25 年 6 月 20 日	利用施設計画の決定（集団施設地区ほか利用施設計画の決定） (以後逐次計画追加)
昭和 52 年 2 月 8 日	利用施設計画の全般的な見直し（再検討） (登茂山集団施設地区の一般計画決定及び単独施設の追加等)
昭和 60 年 1 月 31 日	利用施設計画の変更（第 1 回点検） (登茂山集団施設地区の区域指定及び詳細計画決定並びに単独施設の追加等)
昭和 63 年 7 月 23 日	利用施設計画の変更（第 2 回点検） (登茂山集団施設地区の区域変更及び詳細計画変更並びに単独施設の追加等)
平成 6 年 2 月 15 日	利用施設計画の変更（第 3 回点検） (登茂山集団施設地区の詳細計画変更及び単独施設の追加等)
平成 9 年 12 月 16 日	利用施設計画の一部変更（近畿自然歩道の追加等）
平成 12 年 3 月 31 日	利用施設計画の変更（第 4 回点検）
平成 18 年 8 月 1 日	利用施設計画の変更（第 5 回点検） (横山集団施設地区的指定及び単独施設の追加等)

## 第2. 管理の基本方針

### 1. 管理計画作成方針

本管理計画は、本公園の優れた自然景観の保護と適正な利用を推進するため、従来の管理計画を基に、平成18年8月に告示された公園計画及び社会情勢の変化に対応するとともに、公園としての資質の維持、向上及び国立公園の適正な利用の推進を図る観点から変更したものである。

なお、作成に当たっての基本方針は次のとおりである。

- 特別地域のみならず普通地域も含めた総合的観点からの自然環境、風致及び景観の適正管理を図る。
- 主要展望地点からの眺望、特に海岸景観を保全するため展望地点とその対象を特定し、その保全方針を定める。  
特に、英虞湾等のリアス式海岸をはじめとする自然海岸が年々減少していることから、残されている自然海岸は極力現状を維持するとともに、周囲の植生の保全を図る。
- 海域及び河川の水質の保全を図るため、各種行為の実施に当たっては、周辺水域の水質汚濁を防止する措置をとらせる。
- 適正な国立公園の利用を推進するために必要な活動やネットワーク体制の確立等を提案するとともに、体験型の野外活動、自然観察会、情報提供等を通してエコツーリズムの積極的な展開を図る。

### 2. 管理計画区分方針

本計画の対象地域を地形、景観、利用の特性、行政界等によって次の4管理計画区に区分する。

- 伊勢管理計画区（伊勢市）  
伊勢神宮を中心とし、宮域林の森林景観と、二見浦の海浜景観が特徴で、利用の中心は伊勢神宮の参拝である。
- 鳥羽管理計画区（鳥羽市）  
鳥羽湾の海岸を中心とし、朝熊山からの主たる展望対象となる地域もある。また、交通の要衝となっており、水族館や博物館等の展示施設や宿泊施設等が集中している。
- 志摩管理計画区（志摩市）  
英虞湾や的矢湾の纖細かつ優美なリアス式海岸から成り、横山から展望される一帯の地域である。
- 南伊勢管理計画区（南伊勢町）  
五ヶ所湾、贊湾、神前湾等のリアス式海岸と荒々しい海食崖を中心とする海岸線を有する地域である。

伊勢志摩画圖立公區

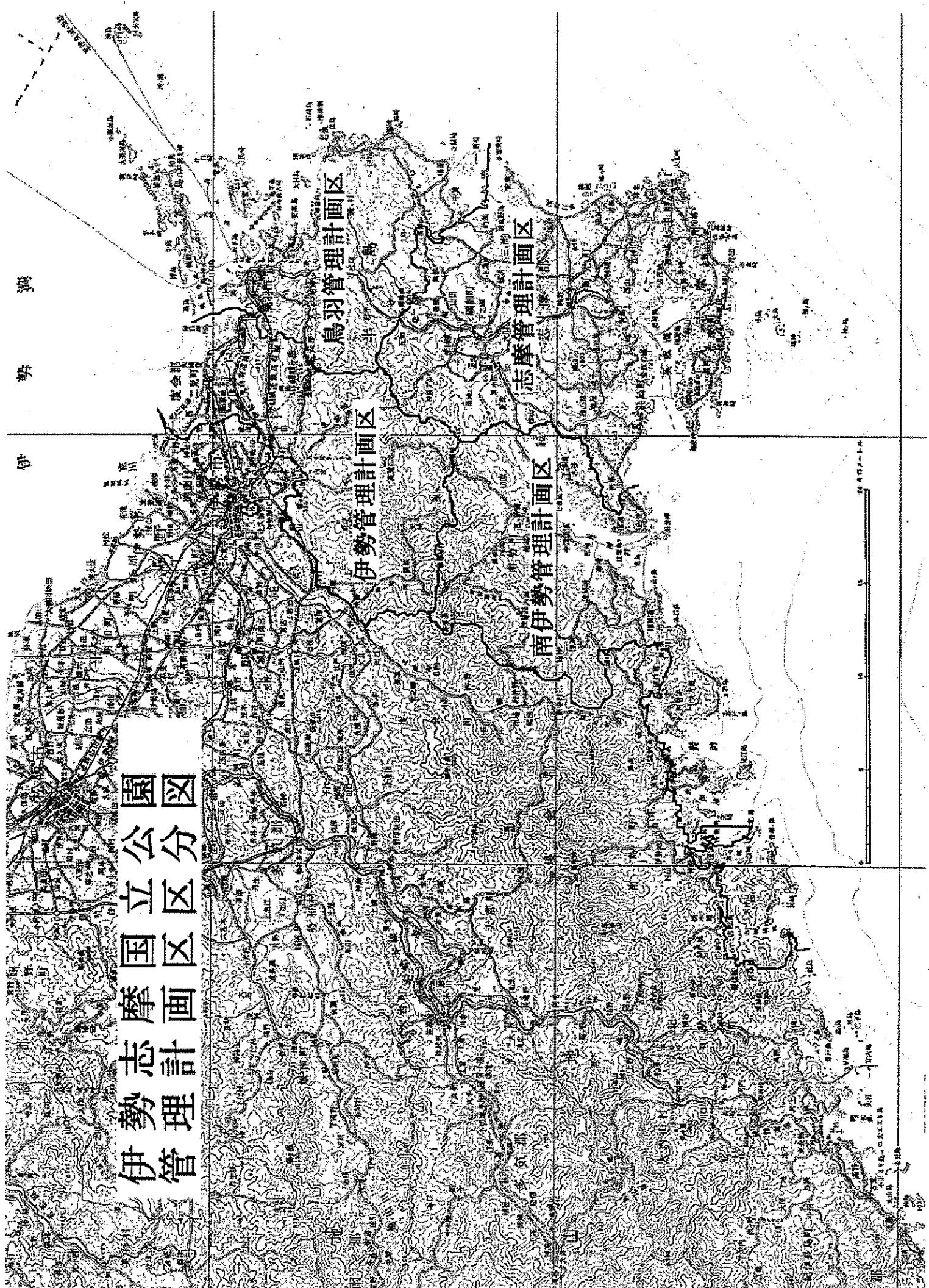
伊勢志摩管理計畫區

志摩管理計畫區

南伊勢管理計畫區

伊勢計畫區

鳥羽管理計畫區



## (1) 伊勢管理計画区

### 1) 管理計画区の概況

#### ①地形

当管理計画区の東部には、本國立公園最高峰の朝熊山（標高 555 m）を始め前山、鷺嶺等、比較的低い山地に五十鈴川、横輪川、島路川が深いV字谷を刻んだ壯年期の険しい地形である。また、白砂青松景観を形づくる夫婦岩と、それに続く二見浦海岸が特徴である。

#### ②植生

伊勢神宮宮域林では、イチイガシを中心コジイ、サカキ等で構成される常緑広葉樹の自然林が残存する。伊勢神宮宮域林以外では、シイ、カシ、アカマツ等の二次林が広がり、朝熊山にはジングウツツジの群落が広がっている。

#### ③動物

伊勢神宮宮域林等には、シカ、イノシシ、ニホンザル等の野生動物が生息している。

また、河口部ではカモ類、サギ類、シギ類等、多くの野鳥も見られる。

#### ④利用

伊勢神宮の参拝が多く、内宮門前町のおかげ横丁や二見浦の夫婦岩観賞等の観光や、朝熊山及び朝熊山登山線運輸施設（一般自動車道）（通称：伊勢志摩スカイライン）からの展望が利用の中心である。

## 2) 管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

- ①伊勢神宮宮域林を中心とした自然林の保護を図る。
- ②伊勢神宮を中心とする歴史的景観の保全を図る。
- ③「朝熊山登山線運輸施設（一般自動車道）」等の展望地からの風致景観の保全を図る。
- ④五十鈴川、横輪川の水質保全を図る。
- ⑤アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等では野生生物の保護に配慮する。

### 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

#### ①保全対象と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保全対象	概要	保全方針
伊勢神宮 伊勢神宮宮域林	①常緑広葉樹林 ②ルーミスシジミ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）） 等貴重な昆虫をはじめとし、当該地に生息・生育する野生生物 [特保、1特、2特]	伊勢志摩国立公園を代表する風致景観であり、イチイガシを中心コジイ、サカキ等で構成される常緑広葉樹の自然林が大面積にわたり残されている。 宮域林の保全を図るとともに、貴重な昆虫を始め、野生生物の生息・生育環境の保全を図るものとする。
五十鈴川 横輪川 島路川	①ネコギギ（国：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県：絶滅危惧ⅠA類（CR）、国指定天然記念物） ②タガメ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：準絶滅危惧（NT）） ③ゲンジボタル ④ヒメボタル 等貴重な魚類及び水生昆虫 [1特、2特]	貴重な水生生物を保護するため、河川改修工事等に当たっては、濁水対策、魚道設置等、河川生態系の維持を図るとともに、生息環境の保全を図るものとする。
鷲嶺の水穴 覆盆子洞 (県指定天然記念物)	①鍾乳洞 [2特、普通]	当国立公園で特異な地形であることから十分な保全を図るものとする。
朝熊山	①常緑広葉樹林 ②ジングウツツジ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN）） ③モリアオガエル 等当該地に生息する貴重な野生生物 [1特、2特、3特]	朝熊山の風致景観を維持するため植生の保護を図るとともに、大規模工作物の設置や木竹の伐採等については極力避けるものとする。 また、野生生物の生息環境の保全を図るものとする。
二見浦海岸	①砂浜海岸 ②夫婦岩岩礁 ③海食洞 ④クロマツ林 ⑤二見浦（国指定名勝） [1特、2特、3特、普通]	当国立公園の主要な風致景観の一つである夫婦岩とそれに続く二見浦海岸の白砂青松の保全を図るものとする。
松下社の森	①常緑広葉樹林 ②松下社の大クス（県指定天然記念物） [2特、普通]	社叢林の保全を図るものとする。

<参考文献>

- ・環境省汽水・淡水魚類レッドリスト（2007）
- ・環境省昆虫類レッドリスト（2007）
- ・環境省植物Iレッドリスト（2007）
- ・三重県レッドデータブック 2005 動物（三重県）
- ・三重県レッドデータブック 2005 植物・キノコ（三重県）

**②主要な展望地**

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保全方針
伊勢磯部線（五十鈴川トンネル～志摩路トンネル間）	伊勢神宮宮域林	道路沿線より望む伊勢神宮宮域林の風致景観の保全を図るため、電柱や広告物の設置等、現在の風致景観に支障を及ぼす行為は認めないものとする。
伊勢神宮	伊勢神宮宮域林 五十鈴川 歴史的構築物	伊勢神宮参道より望む伊勢神宮宮域林の風致景観に支障を及ぼす行為は認めないものとし、歴史的構築物の伝統工法の継続を図るものとする。 また、五十鈴川での河川改修等では周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
二見浦海岸	夫婦岩及び二見浦海岸	夫婦岩とそれに続く海岸を保全するため、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
朝熊山登山線（伊勢志摩スカイライン） 朝熊山園地	伊勢湾、鳥羽湾及び島嶼 伊勢神宮宮域林を含む山地	展望台及び道路沿線の主要展望地からの通景及び展望を確保するとともに、周辺自然環境との調和を図るものとする。

#### 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

##### ①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取扱方針
道路（車道）	伊勢磯部線	<p>①基本方針 伊勢と志摩を結ぶ連絡道路及び伊勢神宮宮域林の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路（歩道）	朝熊山登山線	<p>①基本方針 伊勢神宮内宮と朝熊山を結ぶ歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
	近畿自然歩道線 神前岬周回線 各路線共通	<p>①基本方針 伊勢から朝熊山を経由し鳥羽へ至る歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p> <p>①基本方針 神前岬からの展望を活かした自然探勝路として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p> <p>②工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設等 ア. 規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、屋根は勾配屋根(片流れを除く。)とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ. 色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	二見浦 池の浦 北浜 伊勢神宮内宮 朝熊山 音無山	<p>①基本方針 展望及び海水浴利用等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>①基本方針 伊勢神宮内宮を訪れる利用者の休憩のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>①基本方針 自然探勝、ピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
	各地区共通	<p>②建築物        ア. 規模、構造        　建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを越えないものとする。        　小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。        イ. 色彩        　屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③園路        　地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>④標識類        ア. 位置、規模        　原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。        イ. 材料、構造        　主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。        ウ. 色彩        　原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化        ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。        イ. 取付道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>⑥残土処理        　原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦管理方針        　管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。        　展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。        　また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
宿舎	池の浦	<p>①基本方針        　周辺探勝及び海浜レクリエーションのための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。        　また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは原則として既存の高さを超えないものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>④修景緑化 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
休憩所	二見浦	<p>①基本方針 町並み景観に配慮するとともに、風致景観の維持を図るものとする。 また、自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②位置、規模 道路からの壁面後退距離を可能な限り確保するとともに、建築物の高さは原則として既存の高さを超えないものとする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、既存樹木の保存に留意するものとし、施設周囲には伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行う。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
野営場	池の浦	<p>①基本方針 海水浴等、水辺利用及び自然探勝利用者のための野営施設として、風致の維持を図るものとする。</p> <p>②建築物 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>③テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等、周辺の風致景観との調和を図る。</p> <p>④修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を伴う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
運動場	池の浦	<p>①基本方針 主として滞在利用者を対象とした運動場として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
運輸施設（一般自動車道）	朝熊山登山線	<p>①基本方針 伊勢と鳥羽を結ぶ連絡道路及び伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
水族館	二見浦	<p>①基本方針 国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるよう指導する。</p> <p>②位置、規模 道路からの壁面後退距離の確保に努めるとともに、建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p>③修景緑化 施設の周囲は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
博物展示施設	朝熊山	<p>①基本方針 本公園最高峰における展望を活かし、自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供の拠点として、展示内容等の検討を行う。</p>

## ②許可・届出等取扱方針

### ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自國第 448-3 号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自國発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自國第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①建築物のデザイン 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。 また、既存施設で陸屋根のものについては、増改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>②色彩 ア. 屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ. 外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行うこととする。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
(2) 道路(車道)	<p>①基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
(3) 電柱	<p>①基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②位置 ア. 公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については認めない。 イ. 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 ウ. 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 エ. 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
(4) 鉄塔、アンテナ	<p>①基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>②位置 主要道路からの主たる展望及び主たる展望地等、公園利用者の展望に支障のある新築は認めないものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④色彩 地形、植生、利用状況等、設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
(5) 河川管理施設及び砂防施設等	<p>①基本方針 伊勢神宮参拝路から望見される五十鈴川の風致景観の保全並びに河川環境の保全に留意する。 五十鈴川、横輪川及び島路川に生息する貴重な魚類、水生昆虫等の河川生態系の保全に留意する。</p> <p>②工法 ア. 周辺地域を含めた環境保全並びに河川の生態系の保全に配慮されたものとする。特に貴重な水生生物が生息する等、河川環境については、河床の改変を最小限とする工法の採用や、魚道等の設置により水生生物の保全に努める。 イ. 工事に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。</p> <p>③材料 ア. 伊勢神宮宮域林における工作物は木材、自然石等の自然材料を用いる。 イ. その他の場所に設置される工作物等の表面は自然石又は自然石を模した仕上げとする。</p>
(6) 海岸保全施設等(護岸、堤防)	<p>①基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。 自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>②工法、材料 ア. 工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ. 主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ. 海水浴場等、現に利用者が多い場所にあっては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ. 新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ. 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景緑化を行う。</p>
2 木竹の伐採	<p>①基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
3 土石の採取ボーリング	<p>①基本方針 大規模開発を目的とする調査ボーリング及び温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設計画等、全体計画を含めて審査するものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
4 広告物等	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。</p> <p>②位置 ア. 公園計画車道「伊勢磯部線」の五十鈴川トンネルから志摩路トンネルの間の沿線については認めない。 イ. 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p> <p>⑤その他 電柱への掲出は認めない。</p>

#### イ. 普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知)
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成13年5月28日付け環自国第212号自然環境局長通知)
  - ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
  - イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
  - ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるものとする。
  - エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

## (2) 鳥羽管理計画区

### 1) 管理計画区の概況

#### ①地形

神島、答志島、菅島等多くの島々が浮かぶ鳥羽湾の多島海景観とリアス式海岸が特徴である。

当該計画区の東側は平野が広がっており、西側は、丘陵地が東西方向に連なる。

#### ②植生

大部分をシイ、カシ、アカマツ等の二次林が占める。島嶼ではヤマトタチバナ、ハマボウ群落（答志島）、ジングウツツジ、ツゲ群落（菅島）等が点在する。

#### ③動物

山域部にはイノシシやタヌキ等の野生動物が生息する。秋には伊良湖方面からサシバ、ハチクマ等の猛禽類の渡りが見られる。

#### ④利用

海の博物館や鳥羽水族館等の観光施設が複数存在し、フェリーや鉄道等の交通機関の利便性が高いことから、多くの利用者が訪れている。地元団体等による離島でのエコツアーや、地元ボランティアによる地域ガイドツアー等が盛んに行われている。

### 2) 管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

- ①公園計画車道「鳥羽鵜方線」等の展望地からの風致景観の保全を図る。
- ②自然海岸及び自然林の保護を図るとともに、積極的に修景緑化を促進する。
- ③アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等では野生生物の保護に配慮する。

### 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

#### ①保全対象と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保全対象	概要	保全方針
鳥羽湾及び島嶼	①溺れ谷 ②多島海 〔1特、2特、3特、普通〕	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
神島	①カルスト地形（市指定天然記念物） ②海浜植物群落 ③サシバ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN））・アサギマダラ等の渡りのルート ④ウミウ越冬地 〔1特、3特、普通〕	島の南部にカルスト地形や小規模な鍾乳洞を抱える特異な風致景観である。 自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
答志島	①海浜植物群落 ②奈佐および楠路脇のヤマトタチバナ（県指定天然記念物） ③シロヘリハンミョウ（県：絶滅危惧ⅠB類（EN））等当該地に生息する貴重な野生生物 〔2特、3特、普通〕	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
菅島	①しろんご浜 ②ツゲ群落 ③ジングウツツジ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN）） ④シマジタムラソウ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN））等当該地に生育する貴重な野生生物 〔3特、普通〕	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
坂手島	①坂手船着場のタブノキ（市指定天然記念物） ②坂手のアヤメ池（市指定天然記念物） 〔3特、普通〕	当島を代表するタブノキ群落やカキツバタ群落の生育環境の保全に努める。 自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。

保全対象	概要	保全方針
飛島 浮島 牛島 大築海島 小築海島	①常緑広葉低木林 [2特]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
青峰山	①常緑広葉樹林 [1特、3特、普通]	青峰山の風致景観の維持に留意するものとする。 的矢湾、安乗崎方面及び朝熊山方面を望む好展望地では、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
丸山庫蔵寺 浦神社 石鏡神社	①常緑広葉樹林 ②庫蔵寺のコツブガヤ（国指定天然記念物） ③丸山庫蔵寺のイスノキ樹叢（県指定天然記念物） ④丸山庫蔵寺境内の樹叢一帯（市指定天然記念物） [2特、3特、普通]	社叢林の保全に努めるものとする。

#### <参考文献>

- ・環境省鳥類レッドリスト（2006）
- ・環境省植物Iレッドリスト（2007）
- ・三重県レッドデータブック2005 動物（三重県）
- ・三重県レッドデータブック2005 植物・キノコ（三重県）

#### ②主要な展望地

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保全方針
島ヶ崎灯台	鳥羽湾及び島嶼 朝熊山	答志島最西端から本土を望む好展望地として風致景観の維持に留意するものとする。
菅崎園地	太平洋側及び的矢湾に望むリニアス式海岸	的矢湾及び外洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるものとする。
鯨崎園地 国崎 鎧崎	太平洋側に望む海食崖海岸	太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるものとする。
神島ニワの浜	カルスト地形 弁天岬	北にカルスト地形、南に弁天岬を望む展望地として風致景観の維持に留意するものとする。
鳥羽湾観光船航路	鳥羽湾及び島嶼	鳥羽と神島、答志島、菅島を結ぶ連絡船及び鳥羽湾を巡る観光船から望む風致景観の保全に努めるも

		のとする。
はこだやま 箱田山園地	太平洋側に望むリアス式 海岸	海側における山稜線及び水平線の保全に努める。 太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するものとする。

#### 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

##### ①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取扱方針
道路（車道）	鳥羽鵜方線	<p>①基本方針 鳥羽と志摩を結ぶ連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路（歩道）	近畿自然歩道線	①基本方針 神島、答志島、菅島を巡る路線と青峰山へ至る路線で歴史探訪及び自然探勝のため、必要な箇所に解説施設等を整備する。

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>②工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設等 ア. 規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ. 色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	日向島	①基本方針 展望及び海水浴利用等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	箱田山	①基本方針 鳥羽湾及び石鏡、相差間の優れた海岸の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	せんが 千賀	①基本方針 的矢湾の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	小浜	①基本方針 休憩、海浜レクリエーション等のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	答志島 岩扉 築上	①基本方針 海岸の自然探勝及び自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。

事業の種類	事業名	取扱方針
	菅島 鯨崎 菅崎	<p>①基本方針 海岸の自然探勝及び休憩のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
各地区共通		<p>②建築物 ア. 規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを越えないものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>④標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化 ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。 イ. 取付道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
宿舎	小浜 答志島	<p>①基本方針 鳥羽又は答志島地区の自然探勝の拠点となる施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは、極力抑制されたものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>④修景綠化 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
運輸施設（一般自動車道）	朝熊山登山線	<p>①基本方針 伊勢と鳥羽を結ぶ連絡道路及び伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適當と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>④修景綠化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による綠化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
博物展示施設	鳥羽	<p>①基本方針 自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供の拠点として、展示内容等の検討を行う。</p>

## ②許可・届出等取扱方針

### ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①建築物のデザイン 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。 また、既存施設で陸屋根のものについては、増改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>②色彩 ア. 屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ. 外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行うこととする。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
(2) 道路（車道）	<p>①基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
(3) 電柱	<p>①基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②位置 ア. 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ. 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ. 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
(4) 鉄塔、アンテナ	<p>①基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>②位置 主要道路からの主たる展望及び主たる展望地等、公園利用者の展望に支障のある新築は認めないものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
(5) 海岸保全施設等(護岸、堤防)	<p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④色彩 地形、植生、利用状況等の設置場所に合わせた色彩(焦げ茶色、灰色)とし、局舎等については、1工作物(1)建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
2 木竹の伐採	<p>①基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
3 土石の採取ボーリング	<p>①基本方針 大規模開発を目的とする調査ボーリング及び温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設計画等、全体計画を含めて審査するものとする。</p>
4 広告物等	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るために担当主幹課との連携を図る。</p> <p>②位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p> <p>⑤その他 電柱への掲出は認めない。</p>

## イ. 普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）

・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）

ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。

イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。

ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるものとする。

エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

なお、菅島における採石は、終掘に向けて関係機関と調整を行う。

### (3) 志摩管理計画区

#### 1) 管理計画区の概況

##### ①地形

志摩半島に囲まれた英虞湾や的矢湾の深い入り江や、複雑且つ繊細な海岸線と多くの島々を有するリアス式海岸が特徴である。当該計画区の大部分は10～50mの高さの海岸段丘から成り立っている。

##### ②植生

大部分をシイ、カシ、アカマツ等の二次林が占めている。海岸線の急斜面には、トベラ、ハマヒサカキ、シャリンバイ等が風衝により矮性化して生育し、広の浜等の砂浜には、ハマゴウ、ハマウド、ハマボウフウ等の海浜性植物が見られる。

また、和具大島の「暖地性砂防植物群落」が県指定天然記念物に指定されている。

##### ③動物

志摩半島の南側を流れる暖流とともに移動してきたアカウミガメの上陸および産卵が見られる。

山域部では、イノシシ等の野生動物が多数生息しているほか、沿岸部では、ミサゴ、ウミウ、オオミズナギドリ等、多くの鳥類が生息している。

##### ④利用

英虞湾等の島嶼リアス式海岸や海の幸に恵まれ、海水浴やサーフィンに適した海岸が複数存在し、交通の便もよいことから利用者は多い。

また、登茂山及び横山からの展望利用、ビジターセンターを拠点とする野外活動が活発に行われている。

#### 2) 管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

##### ①自然海岸及び自然林の保護を図る。

②英虞湾や的矢湾の複雑かつ繊細な風致景観を維持するとともに、登茂山、横山等の展望地からの風致景観の保全を図る。

##### ③英虞湾や的矢湾の水質保全を図る。

④アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等、野生生物の保護に配慮する。

### 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

#### ①保全対象と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保全対象	概要	保全方針
英虞湾的矢湾	①溺れ谷 ②多島海 [1, 2, 3特、普通]	奥深い入り江と大小多数の島々を有したリアス式海岸で、本国立公園を代表する風致景観である。自然海岸の保全に努めるとともに、湾内で営まれている真珠、カキ等の養殖筏等、生活に密着した湾内風景の保全に努めるものとする。 また、湾内の水質保全について十分配慮するものとする。
大王崎 安乗崎	①陸けい海岸 ②海食崖 [3特、普通]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
国府海岸 大野浜 広の浜 御座白浜	①砂浜海岸 ②ハマユウ群落 ③御座白浜海水浴場（日本の水浴場88選） [2特、3特]	自然海岸の保全に努め、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
和具大島	①和具大島暖地生砂防植物群落(県指定天然記念物) ②ウチヤマセンニュウ（国：絶滅危惧 I B類(EN)、県：絶滅危惧 I B類(EN)）の繁殖地 [1特]	近年、外来植物（アツバキミガヨラン等）が島内へ侵入及び分布拡大が激しく、在来植物群落へ悪影響を与えていた。本来の生態系を維持するため、環境省や地元団体、住民らが協力して外来植物の駆除を行っている。引き続き、官民一体となって外来植物駆除に努めるものとする。 自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物の生態系の維持及び生息・生育環境の保全に努めるものとする。 また、工作物等の設置に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるとともに、周辺の自然環境との調和を考慮した工法を用いることとする。
伊難宮 宇気比神社の森	①常緑広葉樹林 [普通]	社叢林の保全に努めるものとする。
日和佐 参宮浜	①アカウミガメ（国：絶滅危惧 I B類(EN)、県：絶滅危惧 II類(VU)）の産卵地 [1特、2特]	アカウミガメの上陸、産卵地として重要な浜であることから、営巣期間について車馬等の乗入れを規制し、産卵地の保護を図るものとする。

保全対象	概要	保全方針
広の浜	<p>①アカウミガメ（国：絶滅危惧ⅠB類(EN)）、県：絶滅危惧Ⅱ類(VU)の産卵地</p> <p>②シロチドリ（県：絶滅危惧ⅠB類(EN)〔繁殖個体群〕、準絶滅危惧(NT)〔越冬個体群〕）の繁殖地 [2特]</p>	アカウミガメの上陸、産卵地及びシロチドリの繁殖地として重要な浜であることから、営巣期間について車馬等の乗入れを規制し、産卵・繁殖地の保護を図るものとする。

#### <参考文献>

- ・環境省鳥類レッドリスト(2006)
- ・環境省爬虫類レッドリスト(2006)
- ・三重県レッドデータブック2005動物(三重県)

#### ②主要な展望地

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保全方針
登茂山集団施設地区	英虞湾に望むリアス式海岸	英虞湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
横山集団施設地区	英虞湾に望むリアス式海岸	英虞湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
安乗崎	太平洋側及び的矢湾に望むリアス式海岸	安乗崎園地、安乗崎灯台からの的矢湾及び太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるものとする。
大王崎	太平洋側に望むリアス式海岸	大王崎園地、大王崎灯台から太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、工事に当たっては、汚濁防止膜の設置等により周辺海域の水質保全に努めるものとする。
金比羅山	太平洋側及び英虞湾に望むリアス式海岸	先志摩半島の西端に位置する金比羅山から英虞湾及び太平洋を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
国府白浜～阿児松原	砂浜海岸 松林	緩やかに湾曲した砂浜と松林の一体となった風致景観の維持に留意するものとする。

#### 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

##### ①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取扱方針
道路（車道）	伊勢磯部線	<p>①基本方針 伊勢と志摩を結ぶ連絡道路及び伊勢神宮宮域林の自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鳥羽鵜方線	<p>①基本方針 鳥羽と志摩を結ぶ連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜方横山線	<p>①基本方針 横山集団施設地区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜方神津佐線	<p>①基本方針 志摩と南伊勢（神津佐地区）を結ぶ連絡道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	賢島環状線	<p>①基本方針 賢島への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	波切登茂線	<p>①基本方針 登茂山集団施設地区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	登茂山線	<p>①基本方針 登茂山集団施設地区の自然探勝区への到達道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各路線共通	<p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
道路（歩道）	横山迫子線	<p>①基本方針 英虞湾の展望を生かしたハイキングコース、不動の滝周辺の自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	近畿自然歩道線	<p>①基本方針 太平洋岸に沿って歴史探訪及び自然探勝のための路線として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	各路線共通	<p>②工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設等 ア. 規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>イ. 色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	登茂山集団施設地区 横山集団施設地区	<p>①基本方針 優れた自然風景の展望地として風致景観の維持に留意し、施設のデザインの統一を図り、きめ細かな管理を行う。 また、自然解説のための施設の整備、充実を図る。</p> <p>②建築物 ア. 規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>③園路 地形改变、支障木の伐採は最小限とする。</p> <p>④取付道路 位置、工法 必要最小限の規模とし、地形に順応した線形であつて、擁壁を使用すること等により地形改变、支障木の伐採を極力少なくする。</p> <p>⑤標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑥その他の付帯施設 ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。</p> <p>⑦修景緑化 ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>イ. 取り付け道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁等を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路等利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>⑧残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑨管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
わたかの渡鹿野		<p>①基本方針 的矢湾の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
安乗崎		<p>①基本方針 的矢湾、国府白浜の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
賢島 大王崎 大池 浜島 ふくがわら 福川原		<p>①基本方針 休憩及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
なんばり 南張		<p>①基本方針 熊野灘の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
御座白瀬 阿津里浜 国府 志島		<p>①基本方針 海水浴等、水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。 整備に当たっては、海浜の環境保全に努めることとする。</p>
金比羅山		<p>①基本方針 英虞湾の自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
麦崎 立神		<p>①基本方針 自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
広の浜		<p>①基本方針 海水浴等、海岸及び河川の水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。 整備に当たっては、海浜等の環境保全に努めることとする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
	たとくじま 多徳島	<p>①基本方針 自然とのふれあいのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
各地区共通		<p>②建築物 ア. 規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを越えないものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③園路 地形改变、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>④標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化 ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。 イ. 取付道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
宿舎	登茂山集団施設地区	①基本方針 施設の配置に当たっては、海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p><b>②規模</b> 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを超えないこと、また主要展望地から望見した場合に、建築物が背後の山稜線を分断しないものとする。</p> <p><b>③構造、色彩</b> 小規模な付帯施設を除き、屋根は、切妻、寄棟、入母屋を基本とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。 屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。 地区全体でデザイン、色彩の統一を図る。</p> <p><b>④付帯施設</b> ア. 駐車場 各施設ごとに、収容力に見合った駐車場を敷地内に整備する。 イ. 標識類 主要材料は、木材、自然石又はこれを模したものとすること。 色彩は原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p><b>⑤修景緑化</b> 海岸部、貴重な植物の生育地、稜線及び地区内の幹線道路沿線等、環境保全上重要な場所は保存緑地として確保する。 施設の周辺には出来るだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p><b>⑥残土処理</b> 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p><b>⑦排水処理</b> 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
渡鹿野		<p><b>①基本方針</b> 的矢湾周辺探勝の基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
横山		<p><b>①基本方針</b> 横山地区の利用の拠点となる宿舎として、横山集団施設地区及び道路からの風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、道路からの壁面後退距離を十分確保する。建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>④修景綠化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
賢島		<p>①基本方針 英虞湾周辺探勝の基地となる宿舎として、海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②規模 ア. 建築物の高さ 建築物の最高の高さは、賢島宿舎事業地内における既存宿舎最高部の高さを超えない高さとする。 イ. 総建築面積の敷地面積に対する割合は次のとおりとする。 ア) 敷地面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上のものについては、30 %以下とする。 イ) 敷地面積が 10,000 m<sup>2</sup>未満のものについては、40 %以下とする。</p> <p>③構造、色彩 屋根は、切妻、寄棟、入母屋を基本とし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ形等は認めない。 屋根の色彩は、暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 外壁は、焦げ茶色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>④付帯施設 ア. 駐車場 各施設ごとに、収容力に見合った駐車場を敷地内に整備する。 イ. 標識類 主要材料は、木材、自然石又はこれを模したものとすること。 色彩は、素材色又は黒色、焦げ茶色を地色とし、色数は3色以内とする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>⑤修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦廃水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
広の浜		<p>①基本方針 先志摩半島及び和具大島探勝の基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
浜島		<p>①基本方針 施設の規模は極力抑制するとともに、海岸の風致景観の維持を図るものとする。 また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、道路からの眺望に支障のない位置、構造とし、道路からの壁面後退距離を可能な限り確保する。 また、建築物の高さは各棟の既設の高さを超えないもので風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p>④修景緑化 施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
御座白浜 阿津里浜		<p>①基本方針 先志摩半島の自然探勝及び海浜レクリエーションのための基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。
安乗 国府 福川原		<p>①基本方針          周辺地域の自然探勝のための基地となる宿舎として、風致景観の維持を図るものとする。          また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
志島		<p>①基本方針          海水浴等、水辺利用及び自然探勝のための基地となる宿舎として、風致の維持を図るものとする。          また、地区全体の適正な公園利用の推進が図れるよう十分配慮するとともに、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
各地区共通		<p>②位置、規模          建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは極力抑制されたものであること。</p> <p>③構造、色彩          小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。          屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>④修景綠化          施設の配置に当たっては、既存樹林地の保存に十分留意し、敷地内には可能な限り広く緑地を確保する。          施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理          原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理          淨化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
野営場	登茂山集団施設地区	<p>①基本方針          海岸線を中心とする風致景観の維持を図るものとする。          また、自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図り、安全かつ快適な利用を推進する。</p>
	横山 多徳島	<p>①基本方針          自然環境教育及び自然とのふれあいに配慮した施設として、風致景観の維持を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を進める。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
	各地区共通	<p>②建築物 高さは極力抑制されたものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p>③テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等、周辺環境との調和を図る。</p> <p>④修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
	阿津里浜	<p>①基本方針 海浜レクリエーションのための基地として、風致景観の維持を図るものとする。 自然とのふれあいに配慮した施設の充実を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を進める。</p> <p>②建築物 高さは 13 m 以下とする。 屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色とし外壁は茶系色とする。</p> <p>③標識類 規模、本数は必要最小限とし、主要材料は木材、自然石等の自然材料とし、統一したデザインとする。 色彩は原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設 ベンチ、野外卓類は木製とし、必要最小限の数とする。</p> <p>⑤修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>⑧管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
駐車場	賢島	<p>①基本方針 賢島周辺及び英虞湾めぐりのための駐車場として、風致景観の維持を図るとともに安全かつ快適な利用の推進を図る。</p> <p>②建築物 ア. 規模、構造 高さは極力抑制されたものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 イ. 色彩 屋根の色彩は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図るよう指導する。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④防護柵 原則として木材又はこれを模したものとし、色彩は茶系色とする。 ただし、車止め等、強度確保のためにやむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>⑤工法等 工事に当たっては、植生の回復の難しい風衝地であることに留意し、樹木等の現植生は極力改変しないよう努める。</p> <p>⑥修景緑化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑦残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>⑧管理方針 海食崖の崩壊や防護柵の状態を適宜点検し、利用上の安全確保のための措置を図る。</p>
水族館	賢島	<p>①基本方針 国立公園の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p> <p>②規模 建築物の高さは地形、植生等の条件から風致景観への影響を十分考慮し、極力抑制されたものであること。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 既存の建築物は、建替えに際し勾配屋根とするよう指導する。屋根の色彩は原則として暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>④修景綠化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p>
運動場	国府 横山 賢島 渡鹿野	<p>①基本方針 各種スポーツ、レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p> <p>②規模 各種運動施設、建築物等の規模は必要最小限とし、支障木の伐採や地形改変を極力抑制する。</p> <p>③構造、色彩 各種運動施設の色彩は、周囲の風致景観と調和したものとする。 建築物は、小規模な付帯施設を除き、勾配屋根（片流れを除く。）とし、屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁はこれと調和したものとする。</p> <p>④修景綠化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p>
舟遊場	宮の前 国府 渡鹿野	<p>①基本方針 ヨット等、海洋レクリエーションのための施設として、風致景観の維持を図るとともに、海洋の水質保全に努める。</p>
給水施設	阿津里浜	<p>①基本方針 阿津里浜地区における給水施設として、風致景観の維持を図るとともに、適切に維持管理するものとする。</p>
排水施設	阿津里浜	<p>①基本方針 阿津里浜地区における排水施設として、風致景観の維持を図るとともに、適切に維持管理するものとする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
博物展示施設 登茂山集団施設地区 横山集団施設地区 賢島	①基本方針 志摩地区を中心とした伊勢志摩国立公園の自然、歴史、民族等を紹介するための施設として整備する。 地区の自然を生かし、自然探勝、自然学習、自然解説活動等、利用の充実を図る。	

## ②許可・届出等取扱方針

### ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・伊勢志摩国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件を改正する件について（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 13 号）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行為の種類	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①建築物のデザイン 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。 また、既存施設で陸屋根のものについては、増、改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>②色彩 ア. 屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ. 外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行うこととする。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
(2) 道路(車道)	<p>①基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
(3) 電柱	<p>①基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②位置 ア. 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ. 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ. 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
(個別取扱方針) 登茂山集団施設地区 とその周辺	<p>①基本方針 主要な展望地、園路等からの風致景観の保全及び地区内の風致景観の維持に留意することとする。</p> <p>②位置 展望の支障となる位置並びに園地内及び野営場内での新築は認めないものとし、既設施設は地下埋設化又はルート変更をする。</p> <p>③材料、色彩 材料は極力木柱とし、色彩は焦げ茶色とする。</p>

行為の種類	取扱方針
(4) 鉄塔、アンテナ	<p>①基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>②位置 主要道路からの主たる展望及び主たる展望地等、公園利用者の展望に支障のある新築は認めないものとする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④色彩 地形、植生、利用状況等、設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
(5) 海岸保全施設等（護岸、堤防）	<p>①基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。 自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>②工法、材料 ア. 工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ. 主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ. 海水浴場等、現に利用者が多い場所にあっては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ. 新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ. 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景緑化を行う。</p>
2 木竹の伐採	<p>①基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
3 土石の採取 ポーリング	<p>①基本方針 大規模開発を目的とする調査ボーリング及び温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設計画等、全体計画を含めて審査するものとする。</p>
4 広告物等	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課と連携を図る。</p> <p>②位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p> <p>⑤その他 電柱への掲出は認めない。</p>

#### イ. 普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）
- ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。
- イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。
- ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるものとする。
- エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

## (4) 南伊勢管理計画区

### 1) 管理計画区の概況

#### ①地形

複雑に入り組んだリアス式海岸が東西に長く延び、東から五ヶ所湾、贊湾、神前湾、古和浦湾等が深く入り込む。背後には紀伊山地の山並みが海岸近くまで迫り、外洋に面した場所は海食崖が発達した荒々しい海岸線を有している。

#### ②植生

半島部を中心<sup>あしまぢ</sup>にスダジイ、ウバメガシ等からなる自然林が広く残存している。

また、押洲地区の「細谷暖地性シダ群落」、「鬼ヶ城暖地性シダ群落」は国指定天然記念物に指定されており、海岸部にはハマボウやハマナツメ群落等の海浜植物群落が見られる。

#### ③動物

自然林が多く残されており、メジロやウグイス等、多くの野鳥が見られる。

また、黒潮の影響を受け海洋には多くの魚類が生息している。

#### ④利用

自然探勝路を利用した自然探勝や野鳥観察、植物観察等、地元NPO団体も積極的な活動を実施している地区である。

また、五ヶ所湾や贊湾周辺での釣り等の水辺利用もなされている。

### 2) 管理方針

本管理計画区の管理方針は、次のとおりとする。

①自然海岸及び自然林の保護を図る。

②五ヶ所湾の水質の保全を図る。

③アカウミガメの産卵地、猛禽類の渡りのルート等、野生生物の保護に配慮する。

### 3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

#### ①保全対象と保全方針

特色ある風致景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な管理を行うこととする。

保全対象	概要	保全方針
五ヶ所湾～古和浦湾	①溺れ谷 ②海食洞（筆島、見江島） ③潮吹穴（田曾浦、見江島） ④岩門（立崎） [特保、1特、2特、3特、普通]	海食崖とリアス岸海岸が連続した本公園を代表する風致景観である。 自然海岸の保全に努めるとともに、湾内の水質保全について十分配慮するものとする。
獅子島	①クロマツ林 ②獅子島の樹叢（県指定天然記念物） ③ハマジンチョウ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ⅠA類（CR））等当該地に生育する貴重な野生生物 [2特]	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な植物の生育環境の保全に努めるものとする。
伊勢路川河口	①ハマボウ群落（本州最大規模） [普通]	河川工事等に当たっては、ハマボウ群落の生育環境の保全に努めるものとする。
押剝湿地（鬼ヶ城、細谷）	①鬼ヶ城暖地性シダ群落（国指定天然記念物） ②細谷暖地性シダ群落（国指定天然記念物） ③グンバイトンボ（国：絶滅危惧（NT）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN）） ④マダラシマゲンゴロウ（国：絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN））等当該地に生息する貴重な野生生物 [3特、普通]	貴重な野生生物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。
見江島	①見江島のイワツバメ棲息地（県指定天然記念物） ②暖地性植物群落 [特保]	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な動植物の生息・生育環境の保全に努めるものとする。
弁天島	暖地性植物群落 [特保]	自然海岸の保全に努めるとともに、貴重な植物群落の生育環境の保全に努めるものとする。

保全対象	概要	保全方針
塩竈浜 しゃうがはま	①ハマナツメ（国：絶滅危惧Ⅱ類（VU）、県：絶滅危惧ⅠB類（EN）、県指定希少野生動植物種）群落（県指定天然記念物） ②海跡湖 [3特]	貴重なハマナツメ群落の生育環境の保全に努めるものとする。

<参考文献>

- ・環境省昆虫類レッドリスト（2007）
- ・環境省植物Ⅰレッドリスト（2007）
- ・三重県レッドデータブック2005 動物（三重県）
- ・三重県レッドデータブック2005 植物・キノコ（三重県）

②主要な展望地

代表的な展望地と展望対象を定め、その風致景観の保全のため適切な管理を行うこととする。

展望地、名称	主要展望対象	保全方針
相賀浦園地 おうかうら	五ヶ所湾に望むリアス式海岸	五ヶ所湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
鵜倉園地	贊湾及び神前湾に望む海食崖とリアス式海岸	贊湾及び神前湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。
田曾浦、宿浦 たのうら、しゆうら	英虞湾及び五ヶ所湾に望むリアス式海岸	英虞湾及び五ヶ所湾を望む好展望地として風致景観の維持に留意するとともに、伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努めるものとする。

#### 4) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

##### ①公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知)によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	事業名	取扱方針
道路（車道）	鵜方神津佐線	<p>①基本方針 志摩と南伊勢（神津佐地区）を結ぶ連絡道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜倉半島線	<p>①基本方針 鵜倉園地への連絡道路及び自然探勝のための道路として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各路線共通	<p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p> <p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
道路（歩道）	相賀浦阿曾浦線	<p>①基本方針 リアス式海岸の展望地、塩竈浜の海浜植生群落等の自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	浅間山登山線	<p>①基本方針 浅間山山頂からの展望を生かした自然探勝のための歩道として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	近畿自然歩道線	<p>①基本方針 海岸線沿いに歩く自然探勝路として、必要な箇所に解説施設等を整備する。</p>
	各路線共通	<p>②工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>③標識類 ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。 イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。 ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>④付帯施設等 ア. 規模、構造等 必要最小限の規模とし、小規模な施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 材料は木材、自然石等の自然材料を極力使用する。 イ. 色彩 屋根の色彩は焦げ茶色とし、壁面は茶系色とする。 防護柵等は焦げ茶色とする。</p> <p>⑤管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
園地	阿曾浦	<p>①基本方針 贊湾の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鶴倉	<p>①基本方針 南伊勢地区のリアス式海岸の自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
	龍仙山 鶴路山 相賀浦	①基本方針 五ヶ所湾の展望及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	迫間浦 中津浜浦	①基本方針 海水浴等、水辺利用のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	神前浦	①基本方針 自然探勝及びピクニックのための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
	古和浦 塩竈浜	①基本方針 休憩及び自然探勝のための園地として、風致景観の維持を図るものとする。
各地区共通		<p>②建築物</p> <p>ア. 規模、構造 建築物の新、増築に当たっては、原則として既存の高さを越えないものとする。 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。</p> <p>イ. 色彩 屋根の色彩は暗灰色又は茶系色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③園路 地形改変、支障木の伐採は、最小限とする。</p> <p>④標識類</p> <p>ア. 位置、規模 原則として主たる展望方向は避けるものとする。やむを得ず展望方向に設置する場合は展望に支障のない規模とする。</p> <p>イ. 材料、構造 主要材料は木材、自然石又はこれを模したものとすること。解説板、指導標等についてはデザインの統一を図る。</p> <p>ウ. 色彩 原則として素地色又は焦げ茶色とし、文字等はこれと調和したものとする。ただし、利用上の安全を確保するための標識類についてはこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化</p> <p>ア. 既存樹木の保存に留意し、植栽を行う場合には展望の確保に留意し、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を指導する。</p> <p>イ. 取付道路等の法面については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うものとし、やむを得ず擁壁を設ける場合には、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、展望地、園路利用者等から望見されない場合はこの限りでない。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>⑥残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮する。 展望地点周辺については、風致景観の維持に留意しながら伐採、枝払い等により積極的な展望の確保に努める。 また、自然観察の対象となる植物の保全に留意する。</p>
宿舎	田曾浦	<p>①基本方針 英虞湾及び五ヶ所湾探勝利用のための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	相賀浦	<p>①基本方針 五ヶ所湾探勝のための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	鵜倉	<p>①基本方針 周辺地区利用のための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	中津浜浦	<p>①基本方針 五ヶ所湾における海洋レクリエーションのための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
	小田ノ浦 迫間浦	<p>①基本方針 自然探勝及び海洋レクリエーションのための宿泊施設として、風致景観の維持を図るものとする。 また、宿舎内において自然の紹介や情報の提供等の広報に努めるものとする。</p>
各地区共通		<p>②位置、規模 建築物の新、増築に当たっては、海側の敷地境界からの壁面後退距離を十分確保するとともに、建築物の高さは原則として既存の高さを超えないものとする。</p> <p>③構造、色彩 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は暗緑色、焦げ茶色とし、外壁は茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p>

事業の種類	事業名	取扱方針
		<p>④修景綠化 施設の周囲にはできるだけ樹木を残すとともに、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p>
野営場	迫間浦	<p>①基本方針 海水浴等、海浜レクリエーションのための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	鵜倉	<p>①基本方針 自然探勝のための滞在施設として、風致景観の維持を図るものとする。</p>
	各地区共通	<p>②建築物 小規模な付帯施設を除き、屋根は勾配屋根（片流れを除く。）とする。 屋根の色彩は、焦げ茶色とし、外壁は茶系色とする。</p> <p>③テントサイト 配置に当たっては、支障木の伐採や土地の改変を必要最小限にとどめる等、周辺環境との調和を図る。</p> <p>④修景綠化 既存樹木の保存に留意するものとし、植栽を行う場合は、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による積極的な修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥排水処理 浄化施設の設置等により、海域の水質保全について適切な措置を講ずる。</p> <p>⑦管理方針 管理に当たっては、利用者の安全確保に十分配慮するとともに、美化清掃等、快適な利用環境の維持に努める。</p>
舟遊場	中津浜浦 小田ノ浦 迫間浦	<p>①基本方針 五ヶ所湾、贊湾等におけるヨット等、海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして風致景観の維持を図るものとする。 また、五ヶ所湾、贊湾等の水質保全に十分配慮する。</p>

## ②許可・届出等取扱方針

### ア. 特別地域内における取扱方針

次によるほか、下表の取扱いによって運用する。

- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年 10 月 11 日付け厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）
- ・自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号自然保護局長通知）
- ・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）
- ・自然公園法施行規則第 11 条第 30 項の規定による基準の特例について（平成 12 年 6 月 21 日付け環自国第 361 号自然保護局長通知）
- ・国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的な考え方（平成 16 年 2 月環境省自然環境局）

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	<p>①建築物のデザイン 建築物の屋根は特殊な用途の建築物を除き切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根をかけることとし、陸屋根、片流れ、半球形、かまぼこ型等は認めない。 また、既存施設で陸屋根のものについては、増改築に際し上記構造に改善することとする。</p> <p>②色彩 ア. 屋根 暗灰色、暗緑色、焦げ茶色、黒色とする。 イ. 外壁 茶系色、暗灰色、白色、クリーム色、ベージュ色とする。</p> <p>③修景緑化 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 また、建物を隠蔽するために、道路及び海側に面した場所については、可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による修景植栽を行うこととする。</p> <p>④残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p>
(2) 道路（車道）	<p>①基本方針 主要な展望地等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②法面 ア. 原則として法面は緑化する。緑化植物は可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種を使用する。 イ. 安全確保、風致景観上の保護等の観点から擁壁を使用するのが適当と判断される場合は、必要最小限の規模とし、原則として自然石又は自然石を模した表面仕上げとする。ただし、利用地点等から望見されない場合はこの限りでない。 ウ. モルタル吹付は原則として認めない。ただし、安全確保上やむを得ないと判断され、かつ他の工法による施工が困難な場合であって、顔料を混入する等により周辺の風致景観との調和を図る場合はこの限りでない。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③工法等 支障木の伐採や土地の改変等については必要最小限とする。 河川沿いにおける工事に当たっては、周辺水域に土砂及び濁水を流出させないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>④修景緑化 可能な限り伊勢志摩地域に自然に分布する種による緑化を行うとともに、廃道敷については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景植栽を行う。</p> <p>⑤残土処理 原則として特別地域外に搬出し適切に処理すること。</p> <p>⑥付帯施設 ア. 海岸線の展望確保のため極力ガードケーブル又はガードパイプを用いるよう努める。 イ. 色彩 ア) ロックネット、ロックフェンス、橋梁、外灯の付帯施設等は焦げ茶色又は暗灰色とする。 イ) ガードレール、ガードケーブル又はガードパイプ等は亜鉛メッキ仕上げ又は焦げ茶色とする等、周辺の風致景観との調和を図る。ガードレールを使用する場合で、主要公園利用施設から望見される場合は、外側及び支柱を焦げ茶色とする。</p>
(3) 電柱	<p>①基本方針 主要な展望地、道路等からの風致景観の維持に留意する。</p> <p>②位置 ア. 主要な展望地からの展望に支障を来す新築は認めないものとする。 なお、既設施設は極力地下埋設化又はルート変更するよう努める。 イ. 主要道路沿線の主たる展望方向（主に海側）への新築は原則として認めない。ただし、地理的条件等でやむを得ない場合はこの限りでない。 ウ. 電力線、電話線等が並行する場合は共架することを基本とする。</p> <p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④材料、色彩 主要な展望地、道路沿線又は利用者の集中する場所及び特別保護地区、第1種特別地域にあっては原則として木柱とし、コンクリート柱又は鋼管柱の場合には焦げ茶色とする。</p>
(4) 鉄塔、アンテナ	<p>①基本方針 公園利用者から望見されない位置に設置するものとする。 また、複数計画がある場合で共架可能なものについては、極力共架を指導する。</p> <p>②位置 主要道路からの主たる展望及び主たる展望地等、公園利用者の展望に支障のある新築は認めないものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
	<p>③規模 高さ及び本数は必要最小限とする。</p> <p>④色彩 地形、植生、利用状況等、設置場所に合わせた色彩（焦げ茶色、灰色）とし、局舎等については、1工作物（1）建築物の取扱いに準ずるものとする。</p>
(5) 海岸保全施設等（護岸、堤防）	<p>①基本方針 自然海岸の保全及び主要展望地、道路からの風致景観の維持に留意する。 自然海岸への設置は極力認めない。</p> <p>②工法、材料 ア. 工事の施工に当たっては、汚濁防止膜等の措置を講じ周辺水域に土砂及び濁水を流出させない。 イ. 主要な展望地から望見される場所及び利用拠点周辺に設置される護岸等の工作物は原則として自然石を用いる。やむを得ずブロック擁壁とする場合は自然石を模した仕上げ、又は顔料を混入する等の風致景観の維持に配慮した工法とする。 ウ. 海水浴場等、現に利用者が多い場所にあっては、その利用を阻害しないよう配慮する。 エ. 新たに大規模な施設を設置する場合は潮流等の変化が周辺海岸に著しい影響を及ぼさないことが明らかにされたものであること。 オ. 工事に当たっては、支障木の伐採は必要最小限とする。 工事に伴い生じた裸地については伊勢志摩地域に自然に分布する種により修景緑化を行う。</p>
2 木竹の伐採	<p>①基本方針 主要道路沿線の風致景観の維持を図る。</p>
3 土石の採取ボーリング	<p>①基本方針 大規模開発を目的とする調査ボーリング及び温泉ボーリングについては、行為後に設置される予定の施設計画等、全体計画を含めて審査するものとする。</p>
4 広告物等	<p>①基本方針 主要展望地及び道路周辺の風致景観の維持に留意する。 また、三重県屋外広告物条例との調整を図るため担当主幹課との連携を図る。</p> <p>②位置 誘導標識については主要道路からの分岐等に設置するものを基本とし、設置する場合は極力統合標識とする。</p> <p>③材料、色彩 主要材料は木材、自然石等の自然材料又はこれを模したものを使用する。 色彩は、地色は素地色、黒色、焦げ茶色、白色とし、使用色数は最小限とする。</p> <p>④管理方針 営業及び事業敷地以外のものについては、設置者を明記し、老朽化、破損等した場合は撤去又は補修する等、適切な管理を求めるものとする。</p>

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
	<p>⑤その他 電柱への掲出は認めない。</p>

#### イ. 普通地域内における取扱方針

普通地域における要届出行為については、次によるほか、下記の取扱方針によって指導を行う。

・「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）

・「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知）

ア) 行為の実施に当たっては、周囲の風景並びに自然環境との調和が図られるように留意する。

イ) 特に建築物については、地域の伝統的集落風景の保護、育成が図られるよう努める。

ウ) 風力発電施設については、「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」によるものとする。

エ) 土石の採取の内、大規模な採石については、風景の保護及び野生生物に十分配慮すること。

### 3. リゾート計画等大規模複合施設の取扱いに関する事項

三重県のリゾート構想における特定施設等の大規模複合施設の取扱いに当たっては、公園の施設計画に基づく公園事業施設として適当なものについては、公園事業として取り扱うこととなり、公園事業とならない施設については、従来と同様に「自然公園法施行規則（昭和32年10月11日付け厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知）」及び本管理計画の計画区ごとの「許可・届出等取扱方針」により取り扱う。

#### （1）公園事業となる大規模複合施設の取扱い

大規模複合施設のうち、公園事業となるものについては、事業決定に際して「施設地及びその周辺地域の状況資料、施設の整備計画と環境影響予測及びその対策」等に関する資料が必要とされるため、事業執行予定者に対して、環境影響予測調査を行うよう指導する。事業執行認可までの作業手順は、第5.7のとおりである。

なお、環境影響予測調査が適切に実施されるよう、次の事項について調査を行うものとする。

##### ①構想の内容

構想の内容について、環境に重大な影響を及ぼすと予測される要因の把握、公園事業となる施設の特定等の調査を行う。

##### ②調査対象事業の把握

公園事業となる施設の他、公園事業となる施設と一緒に開発が行われることになる一連の施設を含めて、調査の対象とするよう指導する。

##### ③実施主体

調査の実施主体を明確にする。

##### ④調査の内容

既存の技術指針、調査事例等を参考に、調査対象地域、調査項目、調査方法、調査期間等について調整を図る。

##### ⑤代案、保全対策

環境影響予測の結果を基に、施設群の配置、規模、敷地の造成等について、代案、保全対策の必要性を検討する。

さらに、施設設計に際しては、各施設の形状、色彩、材質、デザイン及び修景の方法等について、本管理計画の「公園事業取扱方針」に準じて指導するものとする。

また、事業実施後の環境への影響について、適切なモニタリングが行われるよう事業執行者を指導するものとする。

#### （2）公園事業とならない大規模複合施設の取扱い

公園事業とならない大規模複合施設については、「自然公園法施行規則（昭和32年10月11日付け厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）」、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成17年10月3日付け環自国発第051003001号自然環境局長通知）」及び本管理計画の計画区ごとの「許可・届出等取扱方針」により指導するものとする。

施設群が1ha以上の面的広がりを持つ場合には、自然公園法施行規則第10条第3項に基づき事前に総合調査を実施し、資料を添付する必要があるので、適切な調査が実施されるよう指導するものとする。

#### （3）普通地域内における大規模複合施設の取扱い

普通地域内における大規模複合施設については、本管理計画の「許可・届出等取扱方針」に準じて取り扱うが、風景の保護のため、適切な保全対策が取られるよう指導するものとする。

### 第3. 適正な公園利用の推進に関する事項

#### 1. 基本方針

##### (1) 全体方針

自然公園の目的は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第1条に規定されているように「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資すること」とされている。

また、環境基本法（平成5年法律第91号）においては、国の施策に係る指針として第14条第3号に「人と自然との豊かな触れ合いが保たれること」、環境基本計画（平成18年環境省告示第84号）では自然との共生のために、「自然とのふれあい」の必要性が位置づけられている。

そのほかにも、自然保護憲章（昭和49年6月）に自然と親しむことの必要性や、第3次生物多様性国家戦略（平成19年11月）では自然とのふれあいの場の確保や機会の提供等の各種施策推進の必要性等が多様性確保の上でも重要であること、自然再生推進法（平成14年法律第148号）では自然環境学習の重要性やその効果的な実施に当たっては自然体験等への参画の必要性について明記されている。

また、我が国の国民経済の発展及び国際相互理解の増進等の目的から、観光立国の実現に向けた観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）の制定やエコツーリズムの推進に向けた各種取組も進んでいる。

伊勢志摩国立公園は、近隣に大阪や名古屋等の大都市圏を抱え、年間約1,000万人の利用者が訪れる利用頻度の高い国立公園である。その利用形態の特色としては、伊勢参り及び民間水族館並びに大規模遊戯施設の利用等を対象とする観光的利用がそのほとんどであり、自然公園としての利用としてはリアス式海岸等の自然風景の展望・ハイキング利用及び海とのふれあい利用などに留まる。

今後伊勢志摩国立公園の特色を生かした魅力ある国立公園づくりを推進し、自然公園としての機能を十分發揮させ、その魅力を内外に発信することを通じて、上記関係法令等を踏まえ、適正な国立公園の利用を推進する。

また、利用の推進に当たっては、多様な主体と協働し、以下の方針に基づき総合的に各種取組を図るものとする。

##### 1) 利用資源の発掘・保全

伊勢志摩国立公園の利用資質となっている自然、歴史及び文化資源については、日頃よりその現状把握に努め、時代の流れに適切に対応しながらその適正な利用を図り、既存の資源の把握にとどまらず地域の特性を活かした新たな利用資源の発掘を図る。

また、利用資源については、持続可能な形で利用されるよう適切に保全し、周辺環境も含めた保全活動を積極的に行い、その魅力向上を図る。

##### 2) 情報の発信

自然環境等の状況及び利用方法等に関する情報は、関係機関及び関連施設での広報、新聞並びにホームページ等、様々な手段を通じて本国立公園を利用しようとする者に対して適切に発信し、利用の促進を図る。

また、本国立公園の利用者に対しては、ビジターセンター等の施設を中心とし、伊勢志摩の自然環境の展示や利用拠点の案内を行うとともに、関係機関が連携し、伊勢志摩の総合的な利用情報発信・広報を図る。

さらに、情報発信に当たっては、利用者が求める情報の把握に努め、そのニーズに合う情報を提供し利用者を受入れ側が利用者に伝えたい情報を速やかかつ多様な利用者に対して容易に理解できるよう工夫して提供する。

##### 3) ソフトインフラの整備

多様な利用者のニーズに応えるため、利用施設の整備に努めるとともに、その利便性の向上と円滑な公園利用を図るために、パークボランティア、自然公園指導員、民間団体の認定する自然観察ガイド及び地方自治体の認定する観光ガイド等、利用者の案内役を務める人材同士の連携に努めるとともに、利用に関わる人材の確保及び伊勢志摩の特性を活かした人材育成を積極的に行う。

また、行事等の運営に当たっては、利用者が安全かつ安心して参加できるよう、安全対策にかかるマニュアルの整備を図り、その安全体制を整える。

さらに、受け入れ態勢の底上げを図るため、公園事業執行者をはじめとした公園関係者も利用者に対する基本的な接遇を適切に行うことができるよう研修の実施や指導に努める。

#### 4) 適正な利用の推進

自然や風致景観等、利用資源の保全のため、利用ルールの遵守、ゴミの持ち帰り等、適正な利用が行われるよう関係者の意識の向上を図るとともに、必要な事項について整理し、様々な場において普及活動を行う等、積極的な取組に努める。

#### 5) 関係機関等の連携

適正な公園利用の推進に当たっては、関係行政機関、観光関係機関、公園事業執行者、観光事業者、ボランティア団体、住民等が各々の役割を果たしつつ、相乗的な効果を上げるために連携して取り組む。

### (2) 各地区ごとの方針

#### 1) 伊勢管理計画区

伊勢神宮や古くからの景勝地となっている二見浦が利用の中心となっている当該地区は、本公園のなかで最も利用者の集中する地区である。

伊勢神宮周辺では、宮域林等の莊厳な雰囲気や二見浦の海岸沿いを散策等により多くの利用者が楽しんでいる。

また、当該地区を起点とした車道や鉄道が複数路線のびており、他地区への移動・誘導の要衝となっている。

本公園で最も標高が高い朝熊山（555m）は、伊勢と鳥羽を結ぶ朝熊山登山線運輸施設（一般自動車道）【通称：伊勢志摩スカイライン】及び近畿自然歩道沿いに位置し、鳥羽湾や三河湾を望むことができる好展望地となっている。

また鳥類等の野生生物の渡りのルートにも架かっていることから、自然観察のポイントとしても利用されている。

当計画区は、本公園で最も利用の集中する箇所であり、適正な公園利用を普及する拠点として情報の普及に努める。

また、寺社や遺跡等、歴史的な資源も多く、伊勢神宮の参拝利用だけではなく自然と歴史・文化資源を活用した利用の推進を図るとともに、他地区への誘導をはかり伊勢志摩の魅力を広く知ってもらう玄関口としての機能を高めるため、既存観光施設等において関係市町での連携した広報活動を図る。

#### 2) 鳥羽管理計画区

車道や鉄道が整備されているとともに、島巡りの船舶やフェリーの発着場がある等、陸と海の交通の要衝となっており、鳥羽より伊勢方面と志摩方面を結ぶ連絡点としての地利を有している地区である。鳥羽ビジターセンター、鳥羽水族館、海の博物館、ミキモト真珠島といった施設が整備されているほか、宿泊施設等も多く、特に鳥羽港の周辺に利用者が集中している。

公園利用施設として近畿自然歩道も数多く整備されているほか、公園計画にはないウォーキングコースも数多くあり、史跡、鳥羽湾や里山の風景を楽しみながらの散策利用もなされている。

当計画区では、鳥羽へ誘導された利用者が、より深く伊勢志摩を体験したくなるよう各種施設により伊勢志摩の資源を紹介するとともに、鳥羽湾の島々の豊かな自然や歴史・文化を活かしたエコツーリズムの推進、ビジターセンターを拠点とした各種イベントの企画・情報発信等の積極的な展開を図る。

#### 3) 志摩管理計画区

英虞湾や的矢湾等の地形を活かした真珠やカキの養殖業が盛んであるとともに、京阪神・中京方面からの近畿日本鉄道の乗り入れにより、賢島を中心として古くから観光地として発展してきた地区である。2つの集団施設地区を抱えるほか、宿泊施設や水族館、ビジターセンター等の施設が整備されている。

また、英虞湾の多島海風景を楽しむ利用のほか太平洋側では海水浴やサーフィン等、様々なマリンスポーツの利用も多い。

当計画区では、地域の産業との調整を図りつつ、既存の利用施設や地域の資源を活かした自然解説・体験活動等をさらに推進する。

そのため、魅力的なプログラムの開発、定期的な活動の提供を図り、積極的な情報発信を行い、

利用者層の拡大を図る。

### 3) - 1 登茂山集団施設地区

英虞湾に突出した半島からなり、英虞湾を望む好展望地となっている。第19回自然公園大会（昭和52年）を機に、園地、広場、キャンプ場、自然観察路、展望台等の公園利用施設が集約的に整備され、多くの利用者が訪れている。自然観察、海辺の利用（シーカヤック等）の野外活動が盛んであるとともに、様々な自然体験プログラムの提供がなされている。今後とも、自然体験活動を中心とした主要な利用拠点として、利用の推進を図る。

### 3) - 2 横山集団施設地区

英虞湾の北方に位置する横山の東端部に位置し、ビジターセンター、展望台、広場等が整備されており、英虞湾を望む好展望地として利用されている。

ビジターセンターでは地域の自然や文化等の情報発信を行うとともに、自然観察会等の野外活動の拠点として機能しており、今後はその機能の充実を図るとともに、伊勢志摩の情報集約・発信の拠点として機能するよう、人材の育成やホームページ等の整備を図る。

### 4) 南伊勢管理計画区

五ヶ所湾を中心とし、熊野灘に面した切り立ったリアス式海岸の自然海岸風景を楽しむ利用が多く、近畿自然歩道の整備等が行われている。

当計画区では他地区より開発の度合いが低いため、落ち着いた自然風景を楽しむ眺望・散策利用が多く、今後とも歩道・園地等の整備を進めるとともに、あらたな利用であるダイビング等の海辺の利用や将来の利用動線の変更を見込んだ上で、計画区の保全と併せた利用の推進を図る。

## 2. 利用方法に関する事項

### (1) 主な公園利用

#### 1) ドライブ及び眺望利用

本公園では、都市圏からの来訪が利用者の多くを占め、車（特にマイカー）利用が多く見込まれることから、利用拠点同士を結ぶ機能の推進、展望地等、利用拠点への誘導を図り、利用者が伊勢志摩国立公園の風景美を容易に楽しめるようにする。利用者の大半が、国立公園の利用を意識していないことが多いと想定されるため、国立公園内にいることが容易に理解出来るよう、公園の入り口部分や園地や展望地等において標識等を整備するとともに、車道沿いや展望地における展望の確保を図るため、定期的に点検し、草刈、樹木の剪定等、維持管理に努める。

利用者に対しては、単なるドライブや展望に終わらないよう、休憩所や立ち寄り箇所等においてさらに伊勢志摩の自然や文化の体験活動へと誘導出来るよう、展示施設や体験プログラムの案内等の広報に努め、より深い公園利用への誘導を図る。

#### 2) 歩道等の散策

歩くことは、環境にやさしいとともに健康の増進に役立ち、自然や文化とのふれあいには格好の手段であることから、近畿自然歩道をはじめとする歩道の活用を推進する。既にウォーキング活動の高まりを受けて伊勢志摩国立公園における歩道ルートの整備が行われており、その一層の広報と利用の促進を図る。

また、歩道設置者が中心となり関係機関と連携して、利用者が安全に利用ができるよう道標や解説版等、必要最小限の整備を行うとともに、関係者の協力を得て、定期的な施設の安全点検、美化清掃、利用マナーの普及を図る。

基本的に自然とのふれあいを楽しもうとする意識を有する利用者が多いことが想定されるため、利用に当たっての基本的なマナーを周知するとともに、さらなる関心を引き起こすため、歩道沿線の自然や文化についての説明や案内を図り、ホームページ等を用いて情報発信に努める。

### 3) 自然観察会等の行事参加

伊勢志摩国立公園内の各地域の自然や文化を体験し、より深く知るために、自然観察会等のイベントを積極的に実施する。行事の実施に当たっては、国・県・関係市町・地元団体等が主体的に実施し、行事参加者層の拡大やリピート率を向上させるため、地域資源を活かした多彩なイベントを地域バランスも考慮し、関係機関連携のもとで企画するよう努める。

企画に当たっては、意識調査等により利用者のニーズを踏まえ、集客力や普及力の高いものを企

画するように努めるとともに、実施に当たっては、利用者の安全確保及び資源の保全には十分に留意する。

基本的に自然とのより深いふれあいを求めて参加する利用者が多いことから、将来的には公園利用の推進を図るためのサポーターとして参加者の中から人材育成を図ることも意識しつつ、基本的な利用のルールについての理解を高めるとともに、人材の受け入れ体制についても広く広報を図ることとする。

#### 4) 海水浴・マリンスポーツ等の海辺利用

本公園にはすぐれた海浜が多く、海水浴やサーフィン等が盛んに行われている。

また、英虞湾を中心としたシーカヤックや方座浦周辺におけるダイビング等のあらたな利用も見られる。海辺の利用に当たっては、各種条例の遵守・産業との調整を図りながら行うことはもちろん、特に水難事故の防止に努め、安全利用の促進を図る。

さらに、海辺の環境を保全するため、海岸部のみならず川や森等の陸域も含めた美化意識の向上を図るための普及啓発やシーズンに先駆けた美化清掃活動等による環境保全に努める。

利用者の自然公園に対する意識は高くないことが想定されることから、行政機関を主導とした各種利用の推進が必要であり、様々な媒体を通じて伊勢志摩国立公園であること、利用資源が地域の宝であることを普及啓発し、適正な利用が推進されるよう広報に努める。

### (2) 自然とのふれあい活動

自然とのふれあいは、自然への理解を深めるとともに自然保護の精神を育むものであることから、これを積極的に推進する。「みどりの月間（4／15～5／14）」や環境省が主唱する「自然に親しむ運動（7／21～8／20）」、「自然公園クリーンデー（8月第1日曜日）」及び「全国・自然歩道を歩こう月間（10月）」については、当該期間を中心として各主体による自然ふれあい活動への取り組みを推進するものである。当該期間に当たっては、以下の方針に基づき活動を行うのはもちろんのこと、期間以外においても当公園内における自然とのふれあい活動を四季折々の素材を活かしながら行ってゆくこととする。ビジャーセンターは自然ふれあい活動の拠点施設として位置づけ、公園内の資源を活かしながら、多彩なプログラムを積極的に展開する。

また、自然解説活動はパークボランティア、自然公園指導員をはじめ、地域の活動団体等の協力を得ながら推進することとする。

#### 1) みどりの月間

「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ」という趣旨を広く一般の人々に呼びかけることを目的とし、5月4日（みどりの日）を含む4月15日から5月14までの「みどりの月間」では、「自然とのふれあい」をテーマに、横山ビジャーセンター等において自然観察会やハイキング等、自然とふれあう様々な行事を実施している。今後も関係機関の協力を得ながら、その趣旨を広く普及し、自然環境保全の気運を高めるため、積極的にイベントを開催する。

#### 2) 自然に親しむ運動

昭和25年に始まった「自然に親しむ運動」（当時：自然に親しむ厚生運動）は、毎年7月21日から8月20日を「自然に親しむ運動」期間として、全国で多彩なイベントが開催されている。本公園においては、志摩自然保護官事務所、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会、関係市町等の主催により多彩なイベントが開催されており、今後も当該期間を強化期間として継続した運動の実施に努める。

また、期間以外にもシーズンを通して自然に親しめるようなプログラムの企画を図る。

#### 3) 自然公園クリーンデー

全国の自然公園を対象に大規模な美化清掃活動を開催することにより、自然公園の美化思想をより広く普及させることを目的として、8月の第1日曜日を「自然公園クリーンデー」としており、伊勢志摩国立公園においても利用シーズン前の清掃活動を毎年実施している。

夏期が利用の最盛期にも当たることから、広く沿岸域を中心にゴミの持ち帰り運動等、広報に努め、美化運動の気運を高めると共に、その実施に併せて自然と親しむことの大切さについても普及啓発に努める。

また、その成果を記録し情報の提供に努めることとする。

#### 4) 全国・自然歩道を歩こう月間

平成4年に始まった「全国・自然歩道を歩こう月間」では、毎年10月に長距離自然歩道をはじめとする自然歩道を歩くイベントが、全国各地で開催されている。

本公園においても、近畿自然歩道をはじめとした多くの歩道があり、平成18年に伊勢志摩で実施された第48回自然公園大会に際して、これらも含めて伊勢志摩国立公園内のウォーキングルート「伊勢志摩ウォーキング60」が紹介された。今後その広報を図るとともに、これらを利用したイベントを積極的に展開し、伊勢志摩の自然や文化とのふれあいの機会の増進を図る。

### (3) エコツーリズム

エコツーリズムは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方で、エコツアーとは、この考え方を実践するための手法であり、環境保全、観光振興、地域振興等の効果が期待される。国立公園においてもエコツーリズムの推進を積極的に図っているが、本公園の地域資源、利用特性、将来の利用のあり方等、利用と保全の両立を考えた上で行うことが重要である。

伊勢志摩地域において、環境省が推進しているエコツーリズムの基本的考え方が浸透しているかについて明らかとなっていないが、地域の自然や文化に対する知識や経験の案内（ガイダンス）と、地域の自然や文化を保全・維持するための取り組み（ルール）を地域住民、団体、行政等一体となって伊勢志摩地域におけるエコツーリズムの考え方（進め方）を整理する必要がある。

また、整理されたエコツーリズムの考え方を地域の方が理解・実践できるように周知・誘導を図りその定着に向けた取り組みを行うよう努める。

### (4) 子どもパークレンジャー

平成11年度より環境省と文部科学省の連携事業として始まった「子どもパークレンジャー事業」は、小・中学生を対象に、レンジャー（自然保护官）業務の体験を通して、自然とのふれあい、環境の大切さ、社会への貢献の心を学んでもらおうとするものである。

本公園内においては、平成12年より実施しており、将来の環境保全を担う多くの子どもたちに自然体験の機会を提供してきている。今後もより多くの子ども達に体験をしてもらえるよう、事業の継続を図るとともに、より多くの子ども達にプログラムの提供を図ることができるよう、関係機関等と連携し、本事業の適正かつ効果的な実施を図る。

### (5) 安全対策

#### 1) 安全対策マニュアル

自然公園内での自然解説活動における事故の事例が近年報告されている中、どのような小規模の活動であっても事前の体制、活動中の安全の確保は必要不可欠である。

現在、横山ビジターセンターを拠点とした自然観察会等が実施されていることから、各種活動に際しての安全対策マニュアルを早急に整備する必要があり、早期に自然観察活動を行う際の安全対策マニュアルの整備を進め、利用者の安全確保に努める。

また、自然観察等を行い、適正な利用の推進に当たる者に対しても、広くその重要性の周知を図ってゆく必要があり、自然解説活動のみならず、各種利用活動に当たっての危機管理体制整備・安全対策マニュアルの整備を利用活動を企画、実施する者に対して広く呼びかける。

さらに、利用活動を実施する側だけでなく、受ける側も十分に理解することも必要なことから、安全対策に対する普及啓発や策定された安全対策マニュアルについては十分広報を図る。

#### 2) 利用施設の点検

利用施設の設置者は、当該施設が快適かつ安全に利用できるように、日頃から適正な施設の管理に努めなければならない。環境省直轄施設については、各施設の点検マニュアルを作成し、施設の安全確保に努め、その他の施設設置者に対しては、定期的な点検と点検マニュアルの整備を呼びかける。

また、点検に当たっては記録を残し、維持修繕が必要なものが発見された場合には、速やかに安全対策を講じることとする。

## 3. 人材育成に関する事項

### (1) パークボランティア

パークボランティアは、国立公園の自然を守り、公園を訪れる利用者が自然とふれあい、親しみるような案内等を行い、それらの活動を通じて自然保护思想の普及を図るため、環境省が登録認定

を行っているものである。本公園においては、横山ビジターセンターを活動拠点として、伊勢志摩国立公園パークボランティア（平成 11 年～）がある。「伊勢志摩国立公園パークボランティア活動運営基本計画」に基づき活動を実施し、横山ビジターセンターで行われている自然解説活動のサポートの他に、自然情報の収集及び発信、美化清掃、利用施設の軽微な維持管理作業等を行っている。

今後、活動の充実を図るため、メンバーの適正な増員を図るとともに研修会等を通じた自然解説等の技術の向上を図ってゆく。

さらに、ボランティアとして自立した活動を支援するため、他の自然保護団体との交流、活動部会の設置等によるボランティアによる自発的な活動の推進を図る。

#### （2）自然公園指導員

自然公園指導員は国立公園等において自然保護官等と連携しながら、「公園利用のルール・マナーの徹底」、「自然解説活動」、「事故防止」及び「情報の提供」を行うもので、環境省自然環境局長の委嘱によるボランティアである。

今後、活動の充実を図るため、環境省及び指導員相互の情報交換、意見交換のための場及び研修会を定期的に開催し、伊勢志摩国立公園における各種取組や他の活動団体の状況についての情報を共有し、積極的な活動の推進を図る。

#### （3）その他

伊勢志摩国立公園を活動範囲として自然保護、自然解説、エコツアーや講演会等を行っている団体や公園事業者は、広く伊勢志摩の利用を適正に推進する人材としてその把握に努め、必要に応じて各種講演会等、公園の適正利用に資すると思われる事業の案内等を行い、その育成を図る。

そのほかに、パークボランティアや自然公園指導員等との情報の共有の機会や場を設けることを検討し、行政機関のみならず民間団体同士の総合的な連携を図れる体制の整備を図る。

### 4. 利用施設に関する事項

#### （1）ユニバーサルデザインの導入

公園の利用施設（付帯施設を含む。）の整備に当たっては、風致景観の保全及び安全性の確保に配慮しつつ、ユニバーサルデザインを導入するものとする。

また、既存施設についても、改修や再整備時に積極的にユニバーサルデザインを導入するものとする。

なお、ユニバーサルデザインの検討に当たっては、ハードのみならず、ソフト面での対応についても考慮することとする。

#### （2）ビジターセンター

本公園には環境省が整備した横山ビジターセンター、三重県が整備した鳥羽ビジターセンター及び登茂山ビジターセンターの 3 施設がある。

これらの施設は本公園の自然、歴史・文化、交通等の情報提供を行っているほか、利用者の休憩、情報交換の場、自然解説活動の拠点施設としても活用されている。ビジターセンターは国立公園の利用上、公園の玄関口・利用の導入役となる重要な施設であることから、それぞれの施設における主要な役割を明確にしながら、お互いの機能の連携を図り、伊勢志摩を訪れる多様な利用者ニーズに幅広く対応出来るよう適切な整備・運営を図る。

特に、横山ビジターセンターは、「風景を眺望する国立公園」から「自然や地域の人々の中に身を置き、ふれあう国立公園」とするための「ふれあい活動の拠点」として、また、活動プログラムや情報の共有を目的とした「ふれあいネットワークの中核施設」として平成 8 年から平成 10 年にかけて整備されたものである。鳥羽ビジターセンターは、昭和 46 年に建設され、伊勢志摩国立公園の自然の営み、風景や人文をわかりやすく解説し、科学的知識と自然保護の重要性や正しい利用方法等を啓発することを目的としたものである。今後もこれらの基本方針にのっとり継続して運営を図ってゆく。

ビジターセンターの機能を高め、より多くの人々に利用をしてもらえるよう、国際化対応（3 力国語表記等）、補助犬同伴、筆談器の導入等の福祉環境等にも対応した整備の充実を図る。

#### 1) 情報収集・情報提供

ビジターセンターでは各種情報の提供を行い、適正な利用を推進するため運営されているが、こ

これらの目的を達成するためには、ビジターセンター（ホームページ含む。）に訪れてもらうことが必要である。

そのためには、伊勢志摩を訪れようとしている人たちが、何を目的とし、どのような情報を必要としているのかを把握したうえで、情報提供する必要がある。

また、来館を誘導するためには必要とされる情報や季節に応じた地元の話題をきめ細かく提供することも重要であるが、地利条件等からその利用動線を的確に把握し、来館者の利用形態を把握することも必要である。

以上より、ビジターセンターの目的を効果的に達成するため、ビジターセンター利用者に対してアンケート等を実施し、その利用動態・ニーズを把握したうえで、得られた情報をさらに分析し、各種事業に反映を図る。

施設における展示情報は、設置されている地域の情報だけでなく国立公園全体の自然情報、地理情報、歴史情報、交通情報を可能な限り展示するとともに必要に応じて改修を行い、掲示板等でリアルタイム情報の提供や地域の活動情報等、利用者に対して速やかに情報提供するよう努める。

また、各ビジターセンターで行われている自然解説活動等が、多くの利用者に伝わるよう、ホームページやマスコミ、宿泊施設、交通機関等で年間行事計画及び各活動計画等、積極的に情報提供する。

## 2) 行事の企画・運営

ビジターセンターを自然解説活動の拠点施設として活用する。各種イベントについては、ビジターセンター主催の行事はもちろん、スペースを提供することにより第三者の活動に利用することも含め、広く利用を呼びかけ、行事の開催を促進する。

また、ビジターセンターの職員や企画に当たる人材に対しては、その企画能力向上のための研修や情報収集を行うこととする。

ビジターセンター利用者より得られた情報は、利用者のニーズと提供者側の目的が適合するような効果的なプログラムを企画するため等、ビジターの運営に寄与するよう有効に活用を図る。

## (3) その他の公園事業施設

ビジターセンターのみならず公園事業施設として認可・承認等を受けている者については、当該施設を活用した利用者に対する情報発信を行う等、利用の促進を図る。

また、簡易な伊勢志摩国立公園の趣旨や国立公園における利用のあり方、地域の情報について常日頃より利用者に対して解説できるよう、観光関係機関と連携した公園施設従事者の育成を図ることとする。

さらに、より多くの人々に利用をしてもらえるよう、国際化対応（3カ国語表記等）、補助犬同伴、筆談器の導入等の福祉環境等に対応できるよう、機会のある毎に関係機関に呼びかける。

なお、環境省所管施設の整備に当たっては、「官庁施設の環境保全性に関する基準」等を参考に、風致景観にも配慮した上で、環境保全対策を推進する。

## 5. 利用の適正化に関する事項

### (1) 利用の規制

#### 1) 乗入れ規制

アカウミガメの産卵地の保護を図るため、志摩市の日和浜、参宮浜、広の浜といった産卵地となっている砂浜への車馬等の乗り入れが規制されている。希少な動物の保護のため、地元住民の乗り入れ規制に対する十分な理解を得ながら、関係機関と協力して標識の設置、啓発リーフレットの配布等を行うとともに、公園利用者への周知を図り自然環境の保全と適正な利用の推進を図る。

### (2) 利用の適正化

#### 1) ゴミの持ち帰り

自然公園法第30条第1項第1号に基づき、伊勢志摩国立公園の快適な利用を図るために、ゴミの散乱を防止し清潔の保持を図る。このため、関係機関と連携して、主要な利用拠点を中心に利用シーズン前の美化清掃活動を実施するよう呼びかける。

また、標識、パンフレット、マスコミ等を活用し、公園利用者や事業者に対してもゴミの持ち帰りを呼びかけ美化意識の向上を図る。

#### 2) 公園利用のルール

国立公園を快適に利用し、その自然環境等、利用資源の保全を図るために、利用のルールが必

要である。

現在、伊勢志摩を利用するに当たって全般的なルールの策定自体はされてはいないが、今後利用の適正化をより推進するため、個別分野ごとにルールの策定を検討する。

策定に当たっては、関係機関との協議のもとに策定し、速やかに普及啓発ができるような体制を整えることとするが、常日頃より速やかな対応がとれるよう他地区の事例収集や関係機関との情報の共有体制の整備を図る。

## 6. 利用統計に関する事項

係機関は、効果的な利用方策を策定することができるようになるため、伊勢志摩国立公園に關係する利用統計の体系的な整備を図る。統計情報の収集については、公園事業施設を中心とした各利用施設の利用者数、利用動態等をアンケート等の手法を通じて集約的に得ることができるよう努める。

また、得られた情報については、市町単位等、汎用性を高めるために整理・分析し、各種施策に活かすことはもちろんのこと、ビジターセンターやホームページ等を通じて広く公表する。

## 第4. 地域の修景に関する事項

### 1. 修景緑化

#### (1) 基本方針

三重県、関係市町等と協力して緑化思想の普及啓発に努めるものとする。

また、開発行為に際しては既存植生の保全活用に留意することとし、主要道路沿線、開発に伴う裸地等において伊勢志摩地域に自然に分布する種により積極的に修景緑化を図るものとする。

#### (2) 推進方法

- 1) 道路沿線については、道路管理者に対し協力を要請するものとする。
- 2) 許認可等の申請に際し積極的に指導を行うものとする。
- 3) 主要道路沿線において整備される小公園（三重県アメニティーロード事業等）については、適正な修景植栽が行われるよう指導するものとする。
- 4) (社) ゴルファーの緑化促進協力会 (G. G. G) 等の協力金による緑化事業については、適正に実施されるよう指導するものとする。

### 2. 屋外広告物の整理

#### (1) 基本方針

三重県、関係市町と協力して主要道路沿線の屋外広告物の整理、デザインの統一等の方策を検討する。市街地、集落等については国立公園にふさわしい町並みづくりが重要な課題であるが、屋外広告物の整理についても、町並みづくりの一環として検討が進められるよう関係市町に要請するものとする。

#### (2) 三重県屋外広告物条例

三重県の屋外広告物条例に基づく指導との連携を図り、協力して屋外広告物の整理に努めるものとする。

#### (3) 既設電柱看板の撤去

既設の電柱看板については、鵜方～浜島間の特別地域内の県道沿線から、順次撤去を進めているところである。指導を継続するとともに、普通地域についても、モデル地区を設定する等の検討を進めるものとする。

## 第5. その他・参考資料

### 1. 伊勢志摩国立公園基準の特例引用関係表

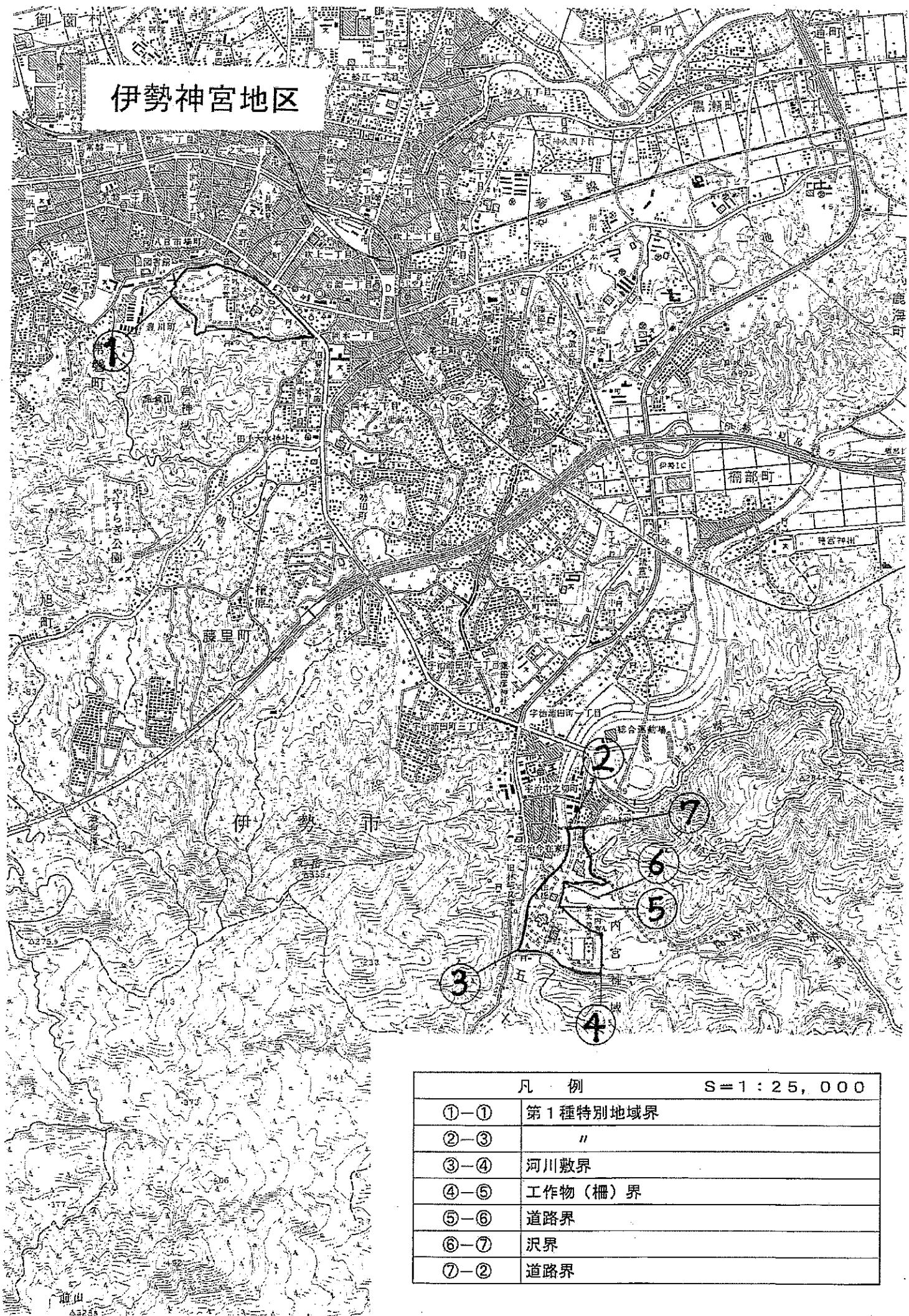
#### 伊勢神宮地区

(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項目	行為の種類	号	基準の内容	
第1項 工作物の新築、改築又は増築のうち 仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。		
	第2号	次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内で行われるものでないこと。  イ 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区		
		ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、権生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準する取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等権生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		
	第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
	第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
	第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
	第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
	ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上若しくは寺社の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
	第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。		
	第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
	第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととれているものであること。		
第6項 工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、権生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。 第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。 第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。 第1号 当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。 第2号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 地盤区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下
		第3種特別地域	20%以下	60%以下
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するもの既存建築物の改築又は寺社の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
		第2項ただし書に規定する行為に該当するもの既存建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		
		第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
	第12項	工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第1項第1号 設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。 第1項第6号 当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		第1号	第1項第2号 次に掲げる地域で行われるものでないこと  イ 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区 ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、権生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等によ	

			り特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、混原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域		
		第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
		第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
	ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。			
		●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築		
		●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)		
		●ハ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてその目的を達成することができないものと認められる工作物の新築、改築又は増築		
	第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
	ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。			
第13項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと
				イ	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区
				ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について支那名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、混原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
				第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
				第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。	
				●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
				●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)
				●ハ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてその目的を達成することができないものと認められる工作物の新築、改築又は増築
			前項第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。	
		●第1号	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。		
		●第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
		●イ	学術研究その他公益上又は社寺の管理運営上必要と認められること。		
		●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。		
		●ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。		
		●ニ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。		
		●ホ	前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。		
		前項第1号	●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
			●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)	

# 伊勢神宮地区



凡 例

S = 1 : 25, 000

①-①	第1種特別地域界
②-③	"
③-④	河川敷界
④-⑤	工作物 (柵) 界
⑤-⑥	道路界
⑥-⑦	沢界
⑦-②	道路界

有料道路管理事務所地区

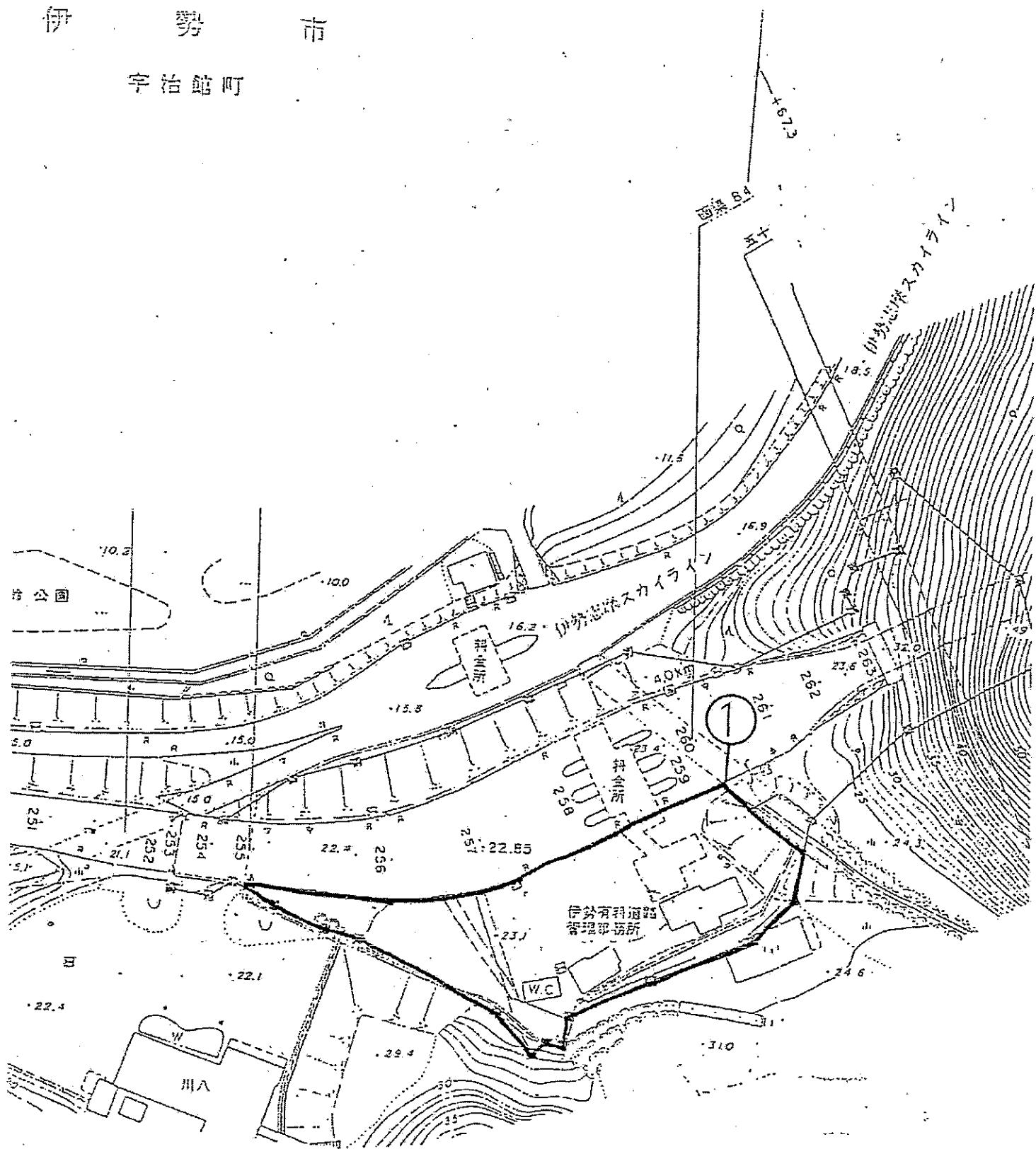
(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容												
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。												
			第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。												
			第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。												
			第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。												
			第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。												
			第4項第9号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m <del>5m</del> 以上、それ以外の道路の路肩から5m <del>1m</del> 以上離れていること。												
			第4項第10号 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m <del>1m</del> 以上離れていること。												
			第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。												
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。												
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500m<sup>2</sup>未満</td><td>10%以下</td><td>20%以下</td></tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満</td><td>15%以下</td><td>30%以下</td></tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000m<sup>2</sup>以上</td><td>20%以下</td><td>40%以下</td></tr> <tr> <td>第3種特別地域</td><td>20%以下</td><td>60%以下</td></tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合													
第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下													
第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下													
第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下													
第3種特別地域	20%以下	60%以下													
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。														
第2項ただし書 に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの														
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														

## 有料道路管理事務所地区

# 伊勢市

寧海縣志



凡例	$S=1:1,000$
①-①	有料道路管理事務所敷地

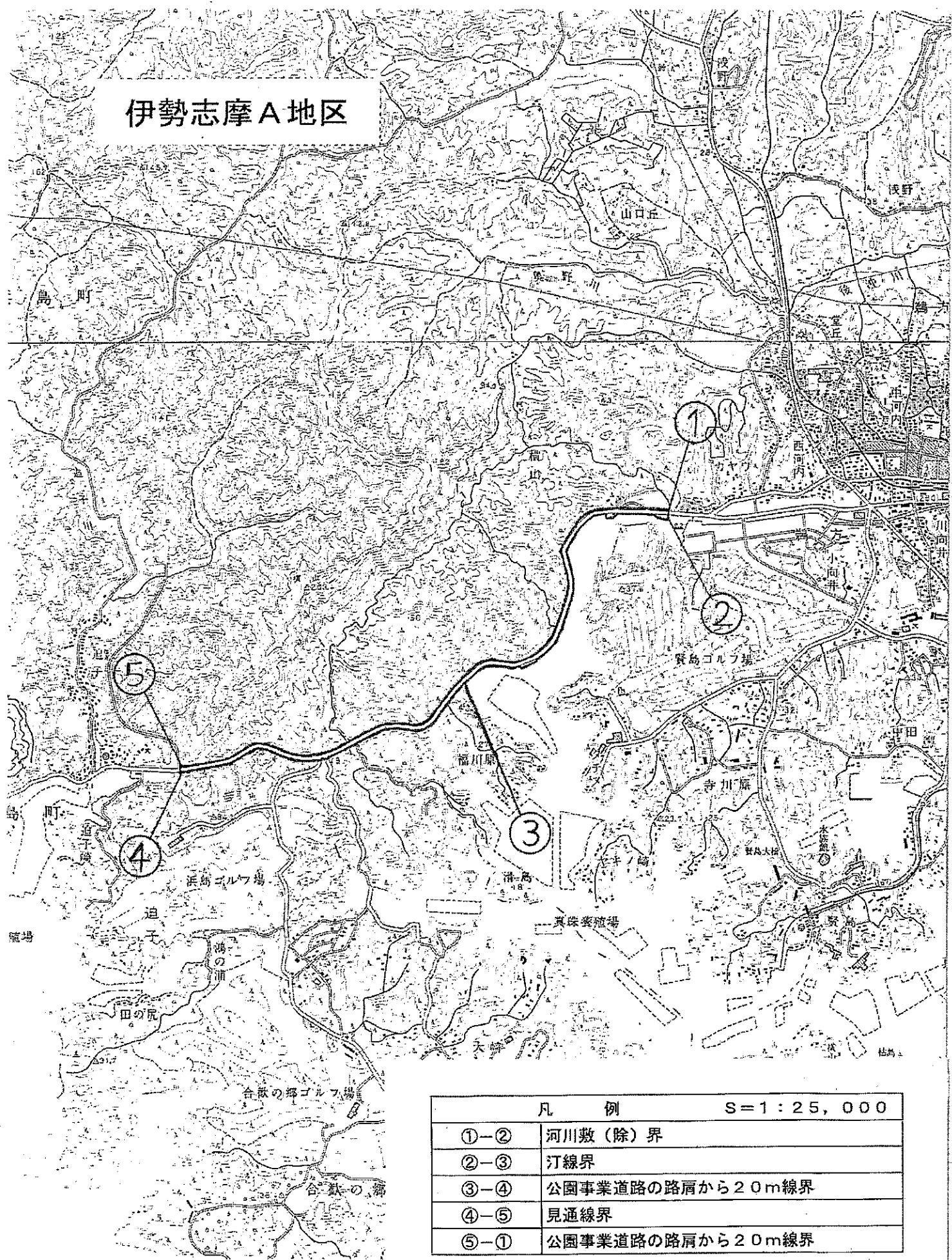
## 伊勢志摩A地区

(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容
第4項 工作物の新築、改築又は増築のうち 集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貰付けすること若しくは一時的に使用されることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第1号	保存縁地（第9項第4号及び第5号に規定する保存縁地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存縁地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存縁地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000m以上であること。
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が250m以上であること。
		第6号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。
		地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域	20%以下
		第3種特別地域	60%以下
		延べ面積の敷地面積に対する割合	
		第7号	当該建築物の水平投影外周縁で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
		第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。
		第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周縁が、公園等に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園等兼道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
		第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周縁が敷地境界線から5m以上離れていること。
		第11号	当該建築物の建築面積が2000m以下であること。
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
		第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建築面積が既存の建築物の規格を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規格の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第6項 工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周縁で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周縁が、公園等兼道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
		第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周縁が敷地境界線から5m以上離れていること。
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m以下であること。
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域内における敷地面積が500m未満	10%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が500m以上1000m未満	15%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が1000m以上	20%以下
		第3種特別地域	20%以下
		延べ面積の敷地面積に対する割合	
		第2種特別地域内における敷地面積が500m未満	20%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が500m以上1000m未満	30%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が1000m以上	40%以下
		第3種特別地域	60%以下
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
		第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建築面積が既存の建築物の規格を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規格の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

第13項 工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文 前項第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものでないこと	
			イ 特別保護地区、第1種特別地域、海上公園地区	
			ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準する取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、農耕地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
			第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
			●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
			●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建築又は災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
			●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
			前項第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。
			●第1号	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。
			●第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものでないこと。
			●イ	-学術研究その他公益上必要と認められること。 -地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
			●ロ	-農林漁業に付随して行われるものであること。
			●ハ	-既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。
			●ニ	-既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。
			●ホ	-前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。
			前項第1号	●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築 ●ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建築又は災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）

## 伊勢志摩A地区



凡 例		S = 1 : 25, 000
①—②	河川敷（除）界	
②—③	汀線界	
③—④	公園事業道路の路肩から20m線界	
④—⑤	見通線界	
⑤—①	公園事業道路の路肩から20m線界	

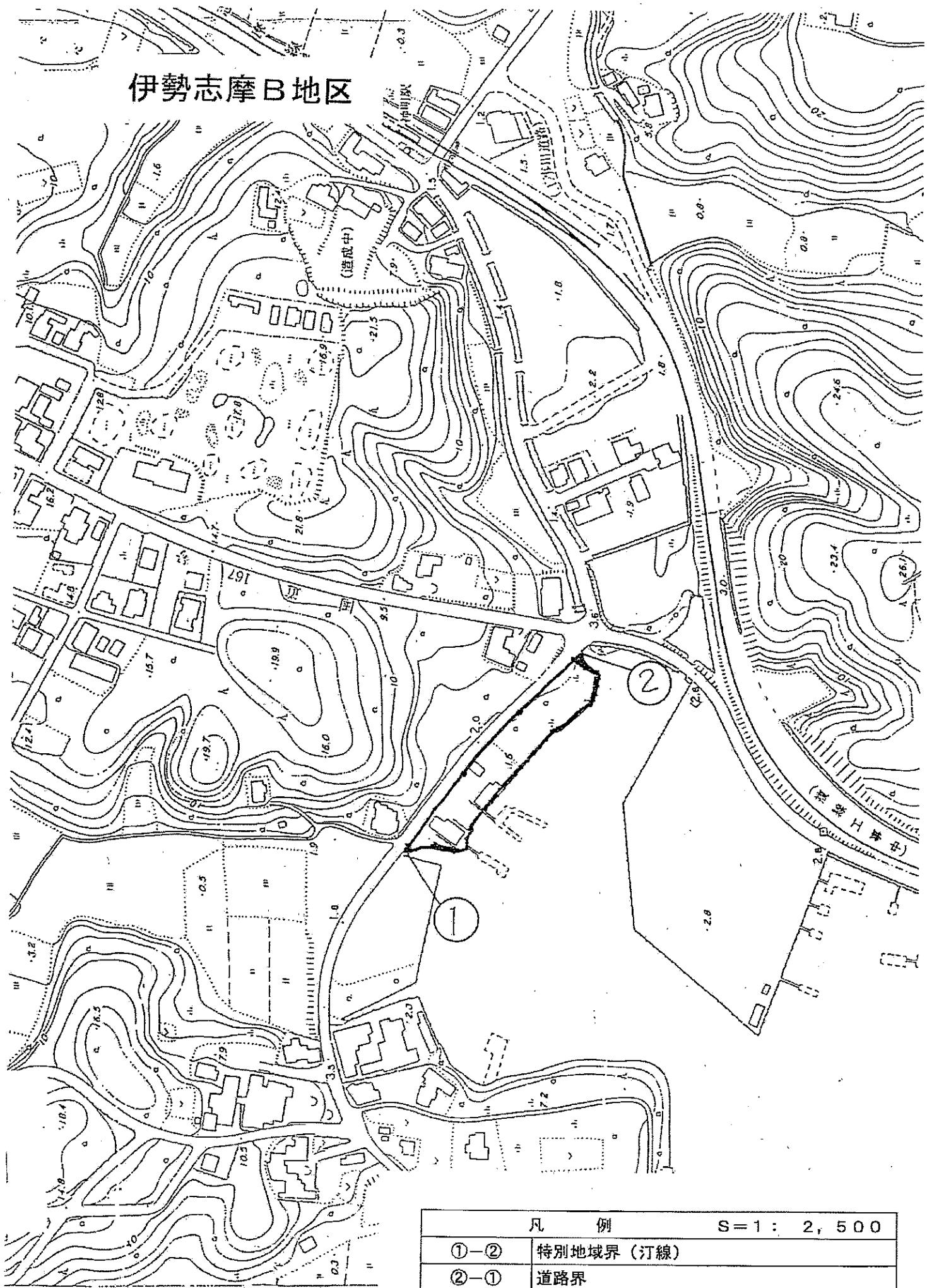
## 伊勢志摩B地区

(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容														
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、賃付けすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。														
			第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。														
			第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。														
			第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														
		第1号	保存縁地（第9項第4号及び第5号に規定する保存縁地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。														
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。														
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。														
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存縁地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存縁地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000m以上であること。														
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が250m <sup>2</sup> 以上であること。														
		第6号	総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積・建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるところであること。														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地盤区分</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>			地盤区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下				
地盤区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
第2種特別地域	20%以下	40%以下															
第3種特別地域	20%以下	60%以下															
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。																
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。																
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。																
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。																
第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。																
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建築面積が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																
	第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																
第5項	工作物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為について法第13条第3項等の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について法第13条第6項、第14条第6項若しくは第24条第6項の規定（以下「法第13条第6項等の規定」という。）による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。														
			第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。														
			第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。														
			第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														
			第4項第1号 保存縁地において行われるものでないこと。														
			第4項第2号 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。														
		第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2000m <sup>2</sup> 以下であること。														
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるところであること。														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地盤区分と敷地面積の区分</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500m<sup>2</sup>未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000m<sup>2</sup>以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>			地盤区分と敷地面積の区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下
地盤区分と敷地面積の区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下															
第3種特別地域	20%以下	60%以下															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地盤区分と敷地面積の区分</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500m<sup>2</sup>未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000m<sup>2</sup>以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>			地盤区分と敷地面積の区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地盤区分と敷地面積の区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下															
第3種特別地域	20%以下	60%以下															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地盤区分と敷地面積の区分</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500m<sup>2</sup>未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000m<sup>2</sup>以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>			地盤区分と敷地面積の区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地盤区分と敷地面積の区分	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合															
第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下															
第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下															
第3種特別地域	20%以下	60%以下															
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建築面積が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																
	第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。														
			第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。														

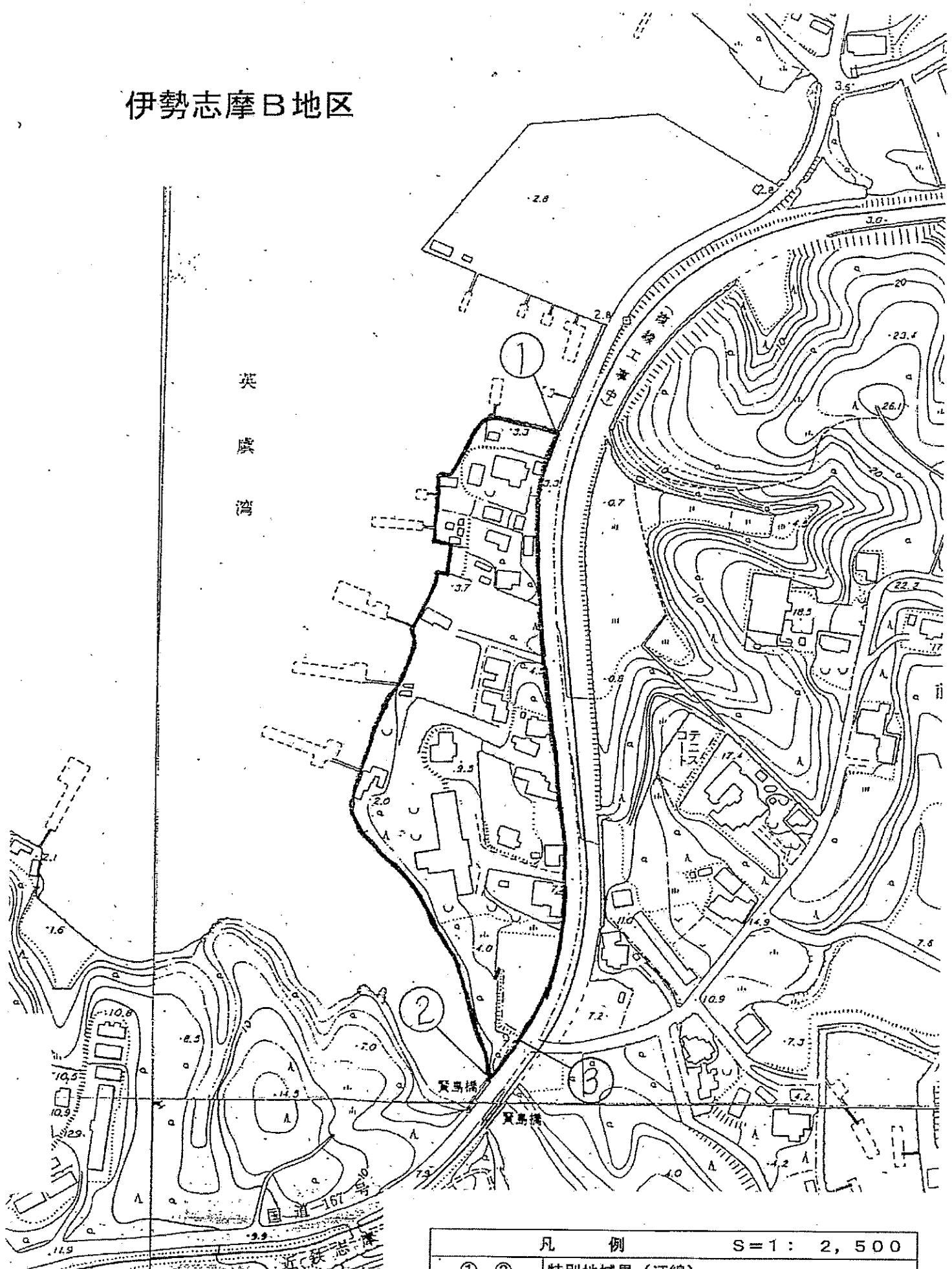
の新築、改築又は増築	<table border="1"> <tr><td>第1項第4号</td><td colspan="2">当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</td></tr> <tr><td>第1項第5号</td><td colspan="2">当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td></tr> <tr><td>第4項第7号</td><td colspan="2">当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えるものであること。</td></tr> <tr><td>第4項第9号</td><td colspan="2">当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</td></tr> <tr><td>第4項第10号</td><td colspan="2">当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。</td></tr> <tr><td>第4項第11号</td><td colspan="2">当該建築物の建築面積が2000m<sup>2</sup>以下であること。</td></tr> <tr><td>第1号</td><td colspan="2">当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</td></tr> <tr><td>第2号</td><td colspan="2">当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土壇に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。</td></tr> <tr><td>地盤区分と敷地面積の区分</td><td>総建築面積の敷地面積に対する割合</td><td>総延べ面積の敷地面積に対する割合</td></tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が600m<sup>2</sup>未満</td><td>10%以下</td><td>20%以下</td></tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が600m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満</td><td>15%以下</td><td>30%以下</td></tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000m<sup>2</sup>以上</td><td>20%以下</td><td>40%以下</td></tr> <tr> <td>第3種特別地域</td><td>20%以下</td><td>60%以下</td></tr> </table>	第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えるものであること。		第4項第9号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土壇に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。		地盤区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が600m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が600m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																																							
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																																							
第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えるものであること。																																							
第4項第9号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。																																							
第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。																																							
第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m <sup>2</sup> 以下であること。																																							
第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。																																							
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土壇に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。																																							
地盤区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																																						
第2種特別地域内における敷地面積が600m <sup>2</sup> 未満	10%以下	20%以下																																						
第2種特別地域内における敷地面積が600m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満	15%以下	30%以下																																						
第2種特別地域内における敷地面積が1000m <sup>2</sup> 以上	20%以下	40%以下																																						
第3種特別地域	20%以下	60%以下																																						
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																																							
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																																							
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																																							
前項第1号	次に掲げる地域で行われるものでないこと																																							
イ 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区																																								
ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準する取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域																																								
第1項第3号	当該工作物が主要な農業地から離脱する場合の著しい妨げにならないものであること。																																							
第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																																							
ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。																																							
●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築																																							
●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）																																							
●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築																																							
前項第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																																							
ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。																																							
●第1号	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。																																							
●第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。																																							
●イ 学術研究その他公益上必要と認められること。																																								
●ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。																																								
●ハ 農耕漁業に付随して行われるものであること。																																								
●ミ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。																																								
●ホ 前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。																																								
前 級 第 十 号	●イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築																																							
●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）																																							

# 伊勢志摩B地区



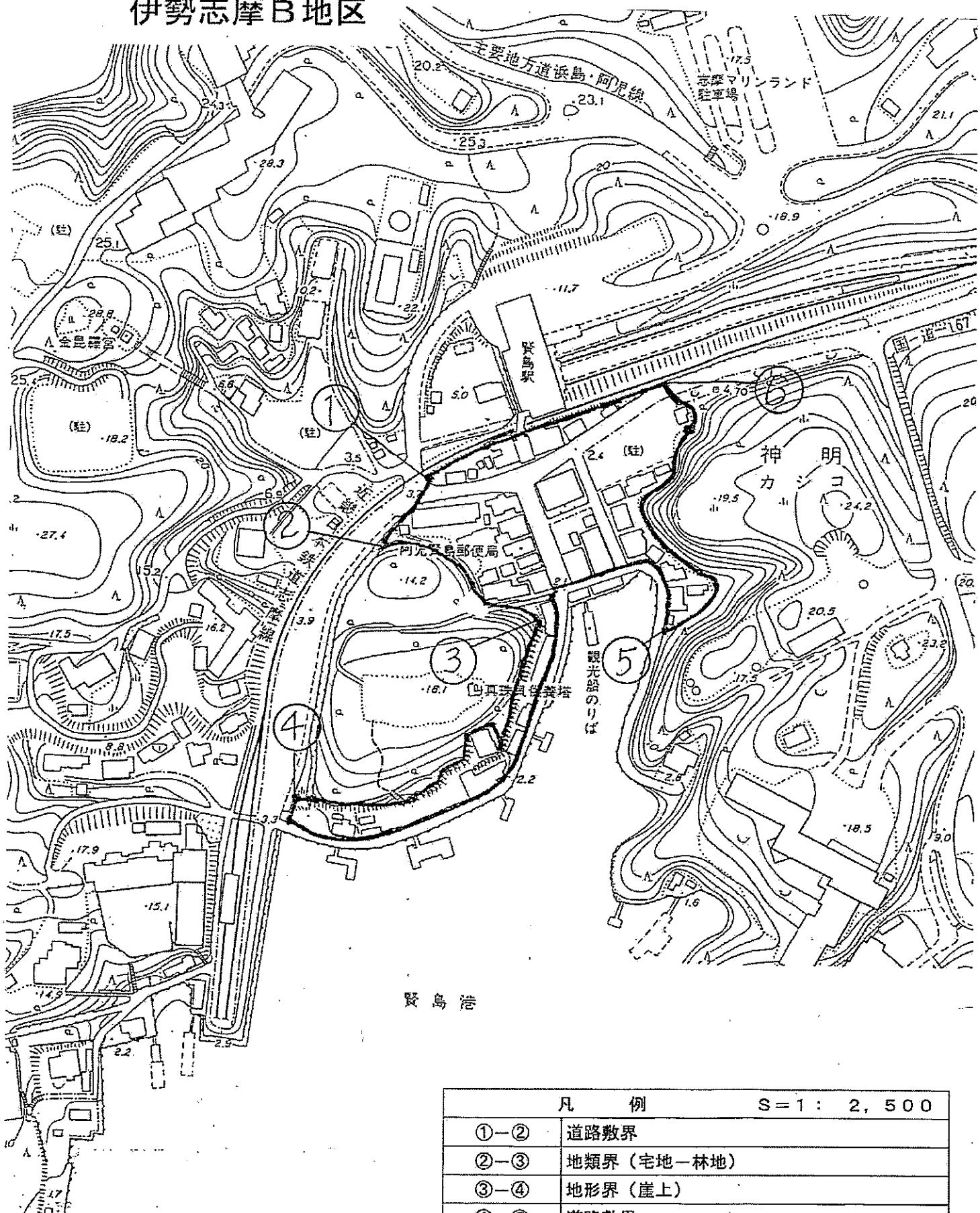
凡 例		S = 1 : 2, 500
①—②	特別地域界（汀線）	
②—①	道路界	

# 伊勢志摩B地区

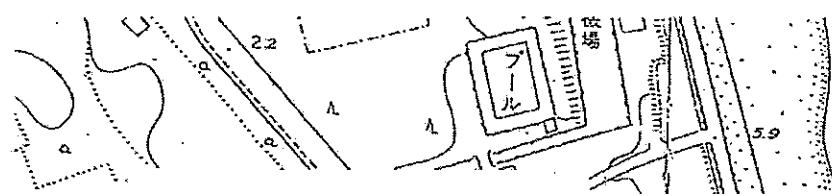


凡 例		S = 1 : 2, 500
①—②	特別地域界（汀線）	
②—③	道路敷界	
③—①	特別地域界（道路敷）	

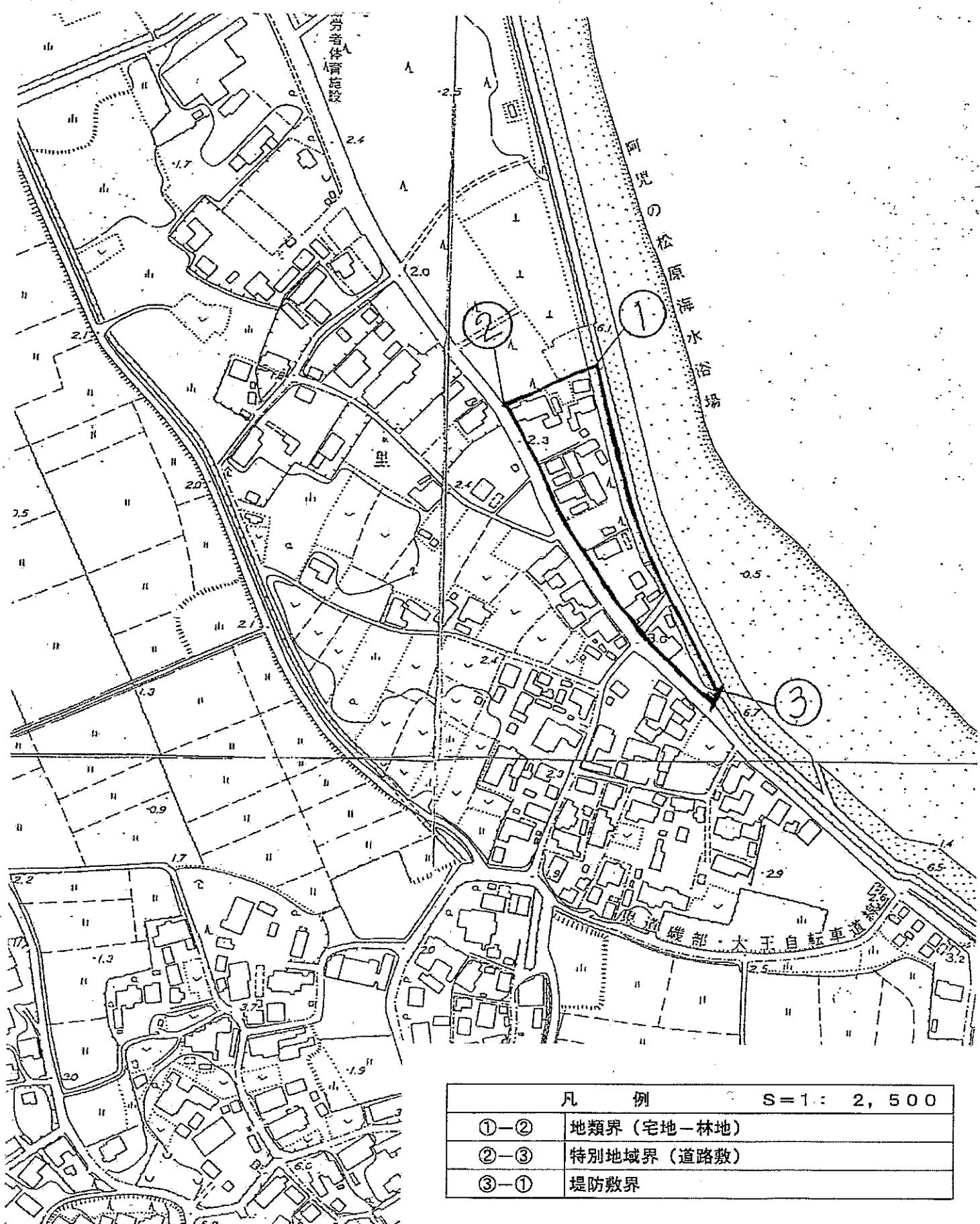
## 伊勢志摩B地区



凡 例		S = 1 : 2, 500
①—②	道路敷界	
②—③	地類界（宅地—林地）	
③—④	地形界（崖上）	
④—⑤	道路敷界	
⑤—⑥	地類界（宅地—林地）	
⑥—①	軌道敷界	



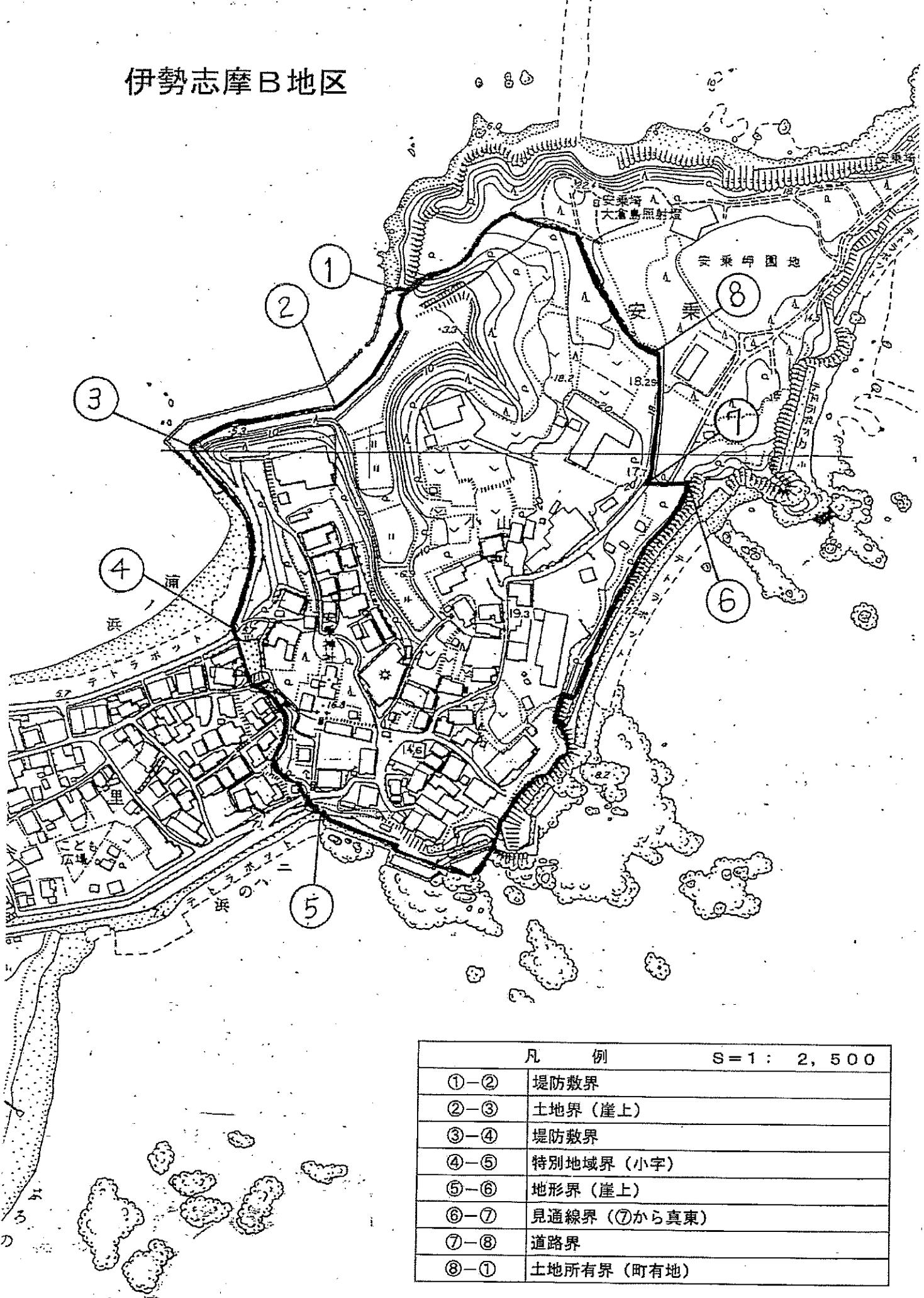
伊勢志摩B地区



凡 例 S = 1 : 2, 500

①-②	地類界 (宅地-林地)
②-③	特別地域界 (道路敷)
③-①	堤防敷界

## 伊勢志摩B地区

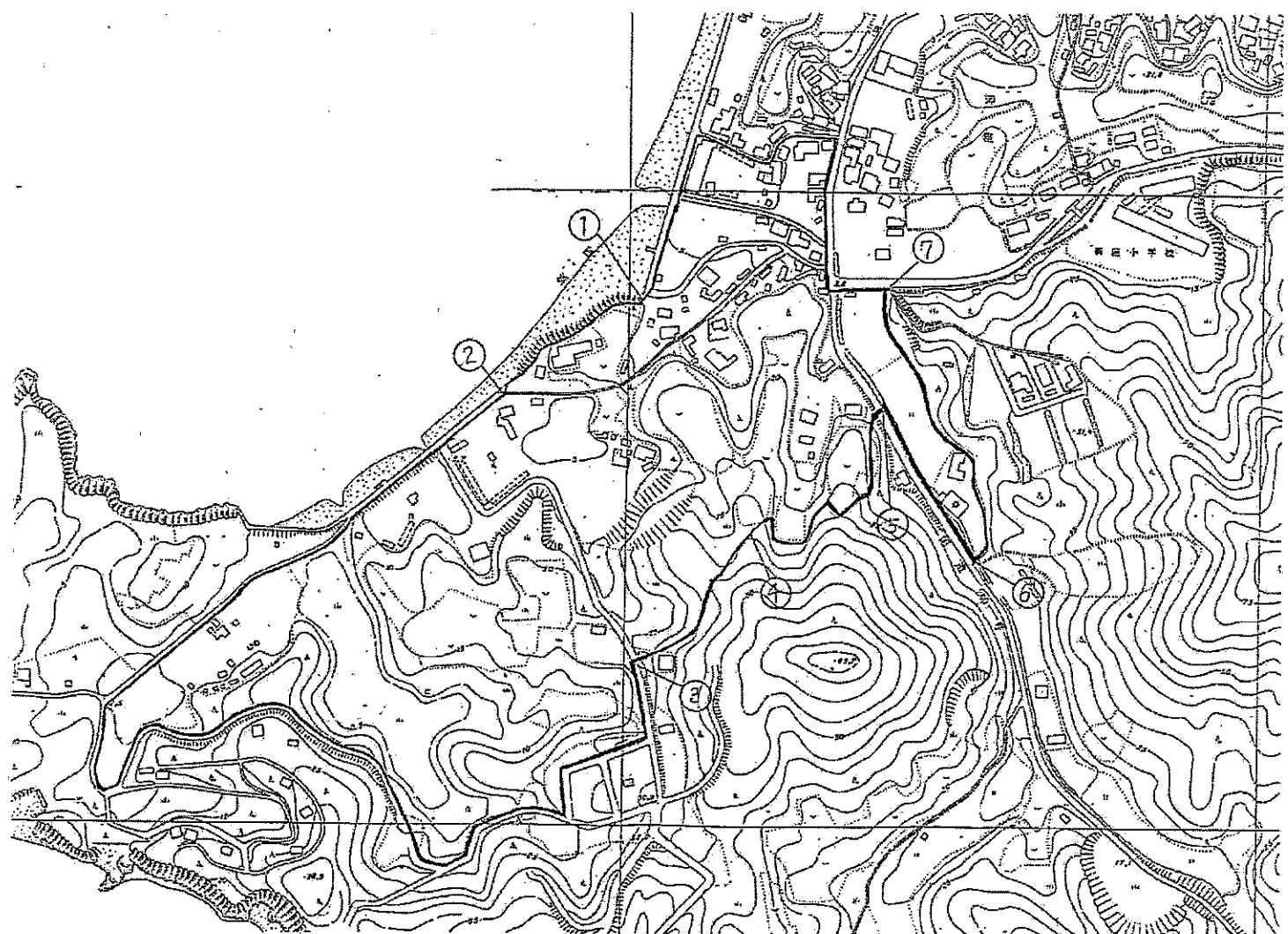


## 御座地区

(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

項	行為の種類	号	基準の内容													
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち 集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、販付けすること若しくは一時的に使用されることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、権生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。													
			第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。													
			第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。													
			第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。													
		第1号	保存縁地（第9項第4号及び第5号に規定する保存縁地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。													
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。													
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。													
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存縁地となるべき部分を含むものにあっても、当該保存縁地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。													
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあっては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。													
		第6号	分譲地等内に設けられる建築物にあっては、純建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>純建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	純建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下				
地種区分	純建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
第2種特別地域	20%以下	40%以下														
第3種特別地域	20%以下	60%以下														
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。															
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。															
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。															
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。															
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。															
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。															
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの														
	第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。														
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、権生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。													
			第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。													
			第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。													
			第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。													
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。													
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。													
		第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。													
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。													
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。													
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、純建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>純建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分と敷地面積の区分	純建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域
地種区分と敷地面積の区分	純建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下														
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下														
第3種特別地域	20%以下	60%以下														
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。															
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの															
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。															

## 御座地区



凡 例		S = 1 : 5, 000
①-②	地形界(崖上)	
②-③	道路界	
③-④	字界(字中田)	
④-⑤	地類界(農地・宅地-林地)	
⑤-⑥	道路界	
⑥-⑦	地類界(農地・宅地-林地)	
⑦-①	道路界	

## 2. 指定植物一覧

伊勢志摩国立公園内において採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては、属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ナンカクラン
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イトモトソウ	エダウチホングウシダ、ナチシダ
シノブ	シノブ、キクシノブ、タマシダ
オシダ	アミシダ、ナチクジャク、アツイタ
チャセンシダ	オオタニワタリ、アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、オオクボシダ
シシラン	シシラン
キンポウゲ	ミスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、カザグルマ、トリガタハンショウヅル
メギ	イカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ
ユキノシタ	チャルメルソウ、ジンジソウ
バラ	ハスノハイチゴ
トウダイグサ	ハギクソウ、イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ（ナガバノカキノハグサを含む。）
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリヨウソウモドキ（アキノギンリヨウソウ）、ギンリヨウソウ
ツツジ	ドウダンツツジ、ヒロハドウダンツツジ、イワナンテン、トサノミツバツツジ、サツキ（サツキツツジ）、レンゲツツジ（レンゲを含む。）、ヒカゲツツジ、アケボノツツジ（アカヤシオを含む。）、コバノミツバツツジ、ジングウツツジ、オンツツジ（ツクシアカツツジ）、カイナンサラサドウダン
リンドウ	リンドウ、アサマリンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	イナモリソウ
シソ	ミカエリソウ（イトカケソウ）、シマジタムラソウ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
ハマジンチョウ	ハマジンチョウ（モクベンケイ）
キキョウ	キキョウ
キク	ウラギク（ハマシオン）、オオニガナ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	ヤマラッキョウ、ショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、イワギボウシ、ヒメユリ、ササユリ、コオニユリ、チャボホトトギス、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト（ハマユウ）
ヒナノシャクジョウラン	ヒナノシャクジョウ、シロシャクジョウ イワチドリ、シラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、ミヤマムギラン、シュンラン（ホクロ）、ナギラン、クマガイソウ、セッコク、カキラン、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ムヨウラン、コクラン、フウラン、ヨウラクラン、ガンゼキラン、ツレサギソウ、オオバノトンボソウ、オオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ムカデラン、カヤラン、クモラン、トンボソウ

### 3. 修景緑化植物表

#### (1) 木本類

科名	種名	性状		常緑落葉の別		日当たり		適地		動物の食餌木	備考
		低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸		
マキ	イヌマキ		○	○		○	○	○	○	○	雌雄異株、防風
イヌガヤ	イヌガヤ	○		○			○		○		雌雄異株、移植難
マツ	アカマツ		○	○		○		○		○	
マツ	クロマツ		○	○		○		△	○	○	防風
スギ	スギ		○	○		○		○		○	移植難
センリョウ	センリョウ	○		○			○	○		○	西日、乾燥に弱い
ヤマモモ	ヤマモモ		○	○		○	△	○	○	○	雌雄異株、やせた土地可
カバノキ	イヌシデ		○		○	○		○			
カバノキ	アカシデ		○		○	○		○			
カバノキ	ハンノキ		○		○	○		○		○	高木の移植難、水湿地
ブナ	コナラ		○		○	○		○		○	高木の移植難
ブナ	ウバメガシ	○		○		○		○	○	○	移植難、地方名：イマメ
ブナ	シラカシ		○	○		△	○	○	○	○	
ブナ	アラカシ		○	○		○	○	○	○	○	
ブナ	アカガシ		○	○		△	○	○	○	○	
ブナ	ツクバネガシ		○	○		○	○	○		○	
ブナ	ウラジロガシ		○	○		△	○	○		○	
ブナ	イチイガシ		○	○			○	○		○	
ブナ	スタジイ		○	○		○	○	△	○	○	
ブナ	ツブラジイ		○	○		○	○	○	△	○	
ニレ	エノキ		○		○	○	△	○	○	○	
クワ	イヌビワ	○			○	○	○	○	○	○	雌雄異株
モクレン	オガタマノキ		○	○		△	○	○	△	○	移植難
クスノキ	クスノキ		○	○		○	○	○	○	○	
クスノキ	ヤブニッケイ	△	○	○		△	○	○	○	○	
クスノキ	タブノキ		○	○		△	○	○	○	○	

科名	種名	性状		常緑落葉の別		日当たり		適地		動物の食餌木	備考
		低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸		
クスノキ	シロダモ		○	○			○	○	○	○	雌雄異株
クスノキ	カゴノキ		○	○			○	○		○	雌雄異株
クスノキ	クロモジ	○			○		○	○		○	雌雄異株
ユキノシタ	ウツギ	○			○	○		○	○		白花
トベラ	トベラ	○		○		○	○	△	○	○	乾燥に強い、耐潮
バラ	カナメモチ	○		○		○		○	○	○	乾燥に強い
バラ	シャリンバイ	○		○		○	△	△	○	○	耐潮
バラ	ヤマザクラ		○		○	○		○		○	
バラ	バクチノキ		○	○		△	○	○		○	
トウダイグサ	ヒメユズリハ		○	○			○	△	○	○	雌雄異株、防火、耐潮
トウダイグサ	アカメガシワ		○		○	○		○	○	○	雌雄異株
ツゲ	ツゲ	○	△	○		○	△	○	○		乾燥に強い
モチノキ	モチノキ		○	○		△	○	○	○	○	雌雄異株
モチノキ	クロガネモチ		○	○		△	○	○	○	○	雌雄異株
モチノキ	ソヨゴ		○	○		○	△	○	○	○	雌雄異株
モチノキ	イヌツゲ	○	△	○		○	○	○	○	○	雌雄異株
モチノキ	ウメモドキ	○			○	○	△	○		○	雌雄異株
ニシキギ	マサキ	○		○		○	○	○	○	○	耐潮
アワブキ	ヤマビワ	○		○		○	○	○		○	
ホルトノキ	ホルトノキ		○	○		△	○	○	○	○	耐潮
ツバキ	ヤブツバキ		○	○			○	○	○	○	耐潮
ツバキ	ヒメシャラ		○		○	○		○			
ツバキ	モッコク		○	○		△	○	○	○	○	雌雄異株、乾燥に強い、耐潮
ツバキ	サカキ	○		○			○	○		○	雌雄異株
ツバキ	ヒサカキ	○		○			○	○	○	○	雌雄異株、乾燥に強い
ツバキ	ハマヒサカキ	○		○		○	○		○		雌雄異株、乾燥に強い、耐潮
グミ	ナワシログミ	○		○		○	○	○	○	○	

科名	種名	性状		常緑落葉の別		日当たり		適地		動物の食餌木	備考
		低木	高木	常緑	落葉	陽	陰	山間	海岸		
グミ	ツルグミ	○		○		○		○	○	○	
グミ	マルバグミ	○		○		○		○	○	○	耐潮、別名:オオバグミ
ウコギ	ヤツデ	○		○			○	○	○	○	
ウコギ	カクレミノ		○	○			○	○	○	○	
ミズキ	ミズキ	○		○	○	○	○	○		○	
ミズキ	アオキ	○		○			○	○	○	○	雌雄異株
リョウブ	リョウブ	○	△		○	○		○		○	乾燥に強い
ツツジ	ヤマツツジ	○		△	○	○	○	○		○	半落葉
ツツジ	モチツツジ	○		△	○	○	○	○	○	○	半落葉
ツツジ	アセビ	○		○			○	○	○		乾燥に強い
ヤブコウジ	イズセンリョウ	○		○			○	○			雌雄異株
ヤブコウジ	ヤブコウジ	○		○			○	○	○	○	
ヤブコウジ	マンリョウ	○		○			○	○	△	○	
ヤブコウジ	タイミンタチバナ	△	○	○			○	○	○	○	雌雄異株
ハイノキ	クロバイ		○	○			○	○	○	○	乾燥に強い
ハイノキ	ミミズバイ		○	○			○	○	○	○	乾燥に強い、耐潮
エゴノキ	エゴノキ		○		○	○	○	○	○	○	
モクセイ	ネズミモチ	○	△	○		△	○	○	○	○	耐潮
モクセイ	ヒイラギ	○	△	○			○	○	○	○	雌雄異株
クマツヅラ	ムラサキシキブ	○			○	○	○	○		○	剪定に弱い
クマツヅラ	ハマゴウ	○			○	○			○		砂地に良い、耐潮
クマツヅラ	クサギ	○			○	○		○	○	○	
アカネ	クチナシ	○	○		△	○	○	○	○	○	
アカネ	アリドウシ	○	○			○	○			○	

(2) 草本類

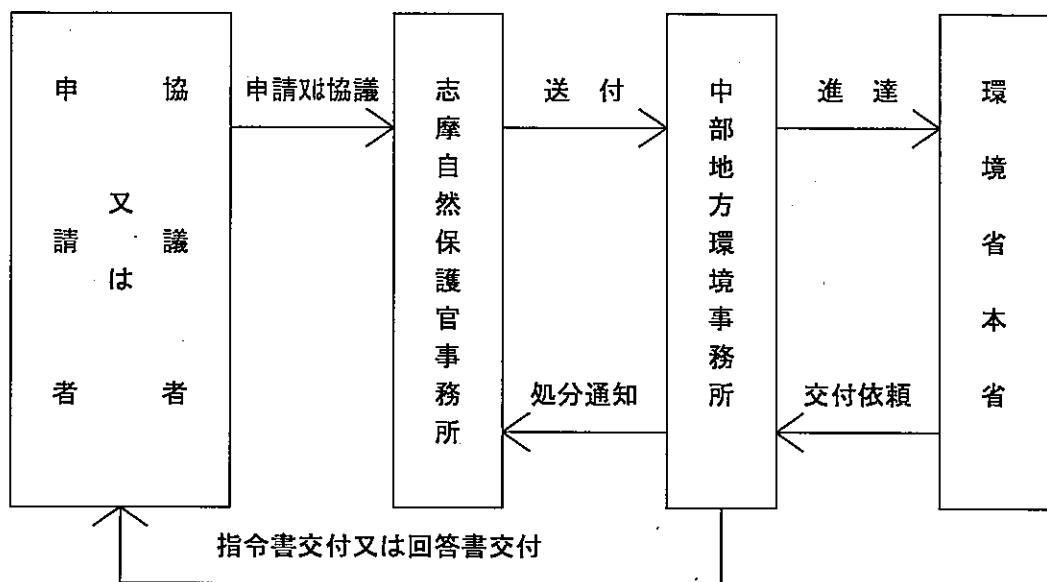
科名	種名	日当たり		適地		備考
		陽	陰	山間	海岸	
ウラジロ	ウラジロ	○	○	○	○	
ウラジロ	コシダ	○		○	○	
オシダ	オニヤブソテツ	○	△	○	○	
オシダ	ホソバカナワラビ		○	○	△	
ウラボシ	ヒツバ		○	○	△	
マメ	メドハギ	○		○	○	外国産種子に注意
キク	ヨモギ	○		○		外国産種子に注意
キク	ツワブキ	○	○	○	○	
キク	ヒヨドリバナ	○		○		
キク	ヨメナ	○	△	○		
イネ	ダンチク	○			○	
イネ	チガヤ	○		○	○	
イネ	ススキ	○		○	○	
サトイモ	セキショウ		○	○		
ユリ	ヤブラン		○	○	○	

(3) つる類

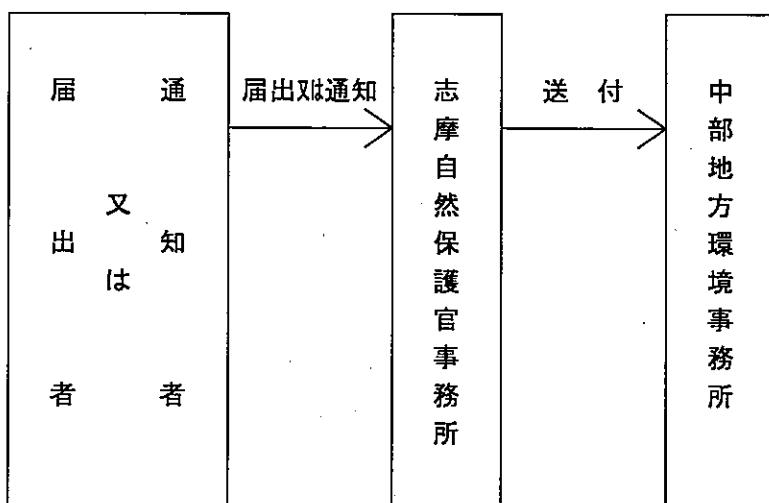
科名	種名	日当たり		適地		備考
		陽	陰	山間	海岸	
コショウ	フウトウカズラ		○		○	
クワ	イタビカズラ	○	○	○	○	
モクレン	サネカズラ	○	○	○	○	
キンポウゲ	センニンソウ	○		○	○	
ブドウ	ナツヅタ	○		○	○	
ウコギ	キヅタ	○	○	○	○	
キョウチクトウ	サカキカズラ		○	○		
キョウチクトウ	ティカカズラ		○	○	○	
スイカズラ	スイカズラ	○	○	○	○	

#### 4. 申請書等の経由ルート

##### (1) 申請・協議



##### (2) 届出・通知



## 5. 国立公園事業決定一覧

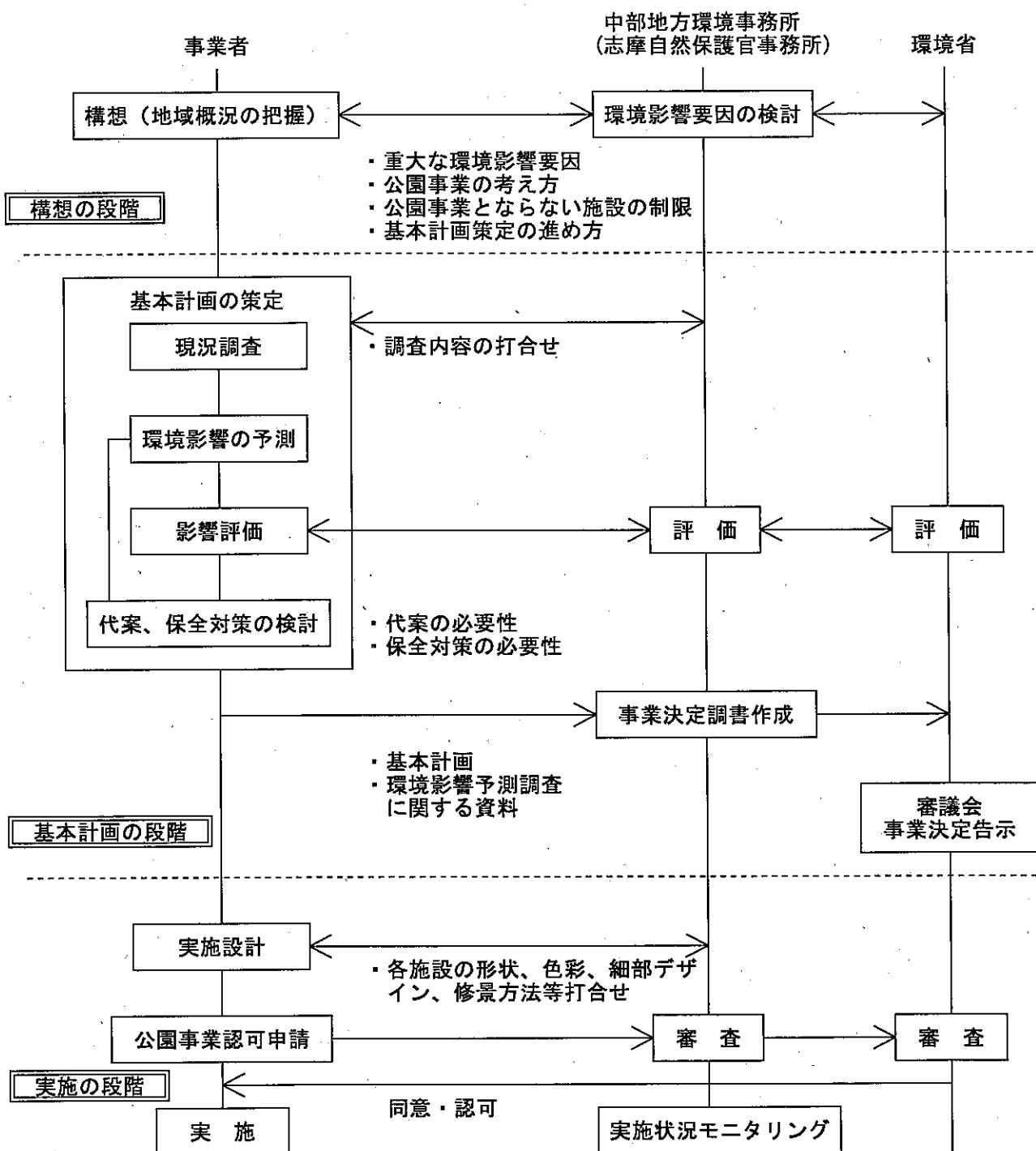
事業名	事業位置	決定規模	告示年月日	番号
登茂山園地	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 49.9ha	H12. 2. 18	8
登茂山宿舎	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 3.7ha 最大宿泊者数 320人/日	H 8. 2. 23	8
登茂山野営場	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 4.9ha 最大宿泊者数 400人/日	H 8. 2. 23	9
登茂山運動場	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 1.3ha	H 3. 7. 12	33
登茂山博物展示施設	志摩市大王町波切及び大王町船越（登茂山集団施設地区）	区域面積 0.1ha	H12. 2. 18	8
横山園地	志摩市阿児町鵜方（横山集団施設地区）	区域面積 47.0ha	H18. 8. 1	116
横山博物展示施設	志摩市阿児町鵜方（横山集団施設地区）	区域面積 0.2ha	H18. 8. 1	116
二見浦園地	伊勢市二見町（二見浦）	区域面積 0.5ha	S60. 9. 5	43
内宮園地	伊勢市（伊勢神宮内宮）	区域面積 2.4ha	S60. 9. 5	42
朝熊山園地	伊勢市（朝熊山）	区域面積 6.0ha	S60. 9. 5	43
小浜宿舎	鳥羽市（小浜）	区域面積 9.6ha 最大宿泊者数 100人/日	S60. 9. 5	43
日向島園地	鳥羽市（日向島）	区域面積 12.0ha	S60. 9. 5	43
鳥羽博物展示施設	鳥羽市（鳥羽）	区域面積 0.05ha	H 2. 10. 11	71
箱田山園地	鳥羽市（箱田山）	区域面積 7.2ha	H 7. 8. 21	61
渡鹿野園地	志摩市磯部町（渡鹿野）	区域面積 2.0ha	S63. 7. 4	21
渡鹿野宿舎	志摩市磯部町（渡鹿野—但し普通地域を除く）	区域面積 20.0ha 最大宿泊者数1,000人/日	S52. 3. 30	21
安乗崎園地	志摩市阿児町（安乗崎）	区域面積 2.5ha	S55. 12. 17	83
横山宿舎	志摩市阿児町（横山）	区域面積 0.16ha 最大宿泊者数 50人/日	S60. 9. 5	43
賢島園地	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 0.28ha	S60. 9. 5	43

事業名	事業位置	決定規模	告示年月日	番号
賢島宿舎	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 80.0ha 最大宿泊者数3,500人/日	H 3. 2. 18	3
賢島水族館	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 5.0ha	S60. 9. 5	43
大王崎園地	志摩市大王町（大王崎）	区域面積 2.4ha	S60. 9. 5	43
広の浜宿舎	志摩市（広の浜）	区域面積 15.0ha 最大宿泊者数 200人/日	S60. 9. 5	43
浜島宿舎	志摩市浜島町（浜島）	区域面積 20.0ha 最大宿泊者数 600人/日	S63. 5. 18	13
鵜倉園地	度会郡南伊勢町（鵜倉）	区域面積 10.0ha	S53. 7. 13	40
南張園地	志摩市浜島町（南張）	区域面積 24.0ha	H 5. 1. 12	2
賢島駐車場	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 0.2ha	S60. 9. 5	42
二見浦休憩所	伊勢市二見町（二見浦）	区域面積 1.7ha	S63. 7. 23	28
二見浦水族館	伊勢市二見町（二見浦）	区域面積 0.6ha	S63. 7. 23	28
音無山園地	伊勢市二見町（音無山）	区域面積 20.0ha	H15. 8. 20	90
池の浦園地	伊勢市二見町（池の浦）	区域面積 3.0ha	H 2. 7. 7	45
池の浦宿舎	伊勢市二見町（池の浦）	区域面積 6.0ha 最大宿泊者数 900人/日	H 2. 7. 7	45
池の浦運動場	伊勢市二見町（池の浦）	区域面積 2.0ha	H 2. 7. 7	45
鶴路山園地	度会郡南伊勢町（鶴路山）	区域面積 1.2ha	H 1. 9. 11	40
相賀浦園地	度会郡南伊勢町（相賀浦）	区域面積 0.3ha	H 1. 9. 11	40
鵜倉野営場	度会郡南伊勢町（鵜倉）	区域面積 3.0ha 最大宿泊者数 300人/日	H 8. 2. 23	8
阿津里浜園地	志摩市志摩町（阿津里浜）	区域面積 1.8ha	H 4. 1. 16	2
阿津里浜宿舎	志摩市志摩町（阿津里浜）	区域面積 3.4ha 最大宿泊者数 300人/日	H 4. 1. 16	2
阿津里浜野営場	志摩市志摩町（阿津里浜）	区域面積 4.5ha 最大宿泊者数 300人/日	H 6. 8. 16	54

事業名	事業位置	決定規模	告示年月日	番号
阿津里浜排水施設	志摩市志摩町（阿津里浜）	区域面積 9.3ha 廃水処理量 490m <sup>3</sup> /日	H 4. 1. 16	2
賢島運動場	志摩市阿児町（賢島）	区域面積 6.5ha	S63. 12. 14	66
岩屋園地	鳥羽市（岩屋）	区域面積 16.0ha	H14. 2. 22	10
築上園地	鳥羽市（築上）	区域面積 7.0ha	H14. 2. 22	10
志島宿舎	志摩市阿児町（志島）	区域面積 3.0ha 最大宿泊者数 150人/日	H18. 8. 1	116
伊勢磯部線道路（車道）	起点 伊勢市（宇治館町・国立公園境界） 終点 志摩市磯部町（恵利原）	区間距離 11.0km 有効幅員 5.5m～6.5m	S60. 9. 5	43
鳥羽鵜方線道路（車道）	起点 鳥羽市（安楽島） 終点 志摩市磯部町（小海・国立公園境界） 起点 志摩市磯部町（下山・国立公園境界） 終点 志摩市阿児町（鵜方）	区間距離 31.0km 有効幅員 6.0m	H 2. 10. 11	71
鵜方横山線道路（車道）	起点 志摩市阿児町（鵜方口） 志摩市阿児町（鵜方浜口） 終点 志摩市阿児町（横山）	区間距離 4.0km 有効幅員 6.0m	H 6. 8. 16	53
鵜方神津佐線道路（車道）	起点 志摩市阿児町（鵜方） 終点 度会郡南伊勢町（神津佐）	区間距離 25.0km 有効幅員 6.0m	H 3. 2. 18	3
波切登茂線道路（車道）	起点 志摩市大王町（中村） 終点 志摩市大王町（登茂山）	区間距離 4.5km 有効幅員 5.5m	S60. 9. 5	43
鵜倉半島線道路（車道）	起点 度会郡南伊勢町（豆方・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（鵜倉展望台） 度会郡南伊勢町（かさらぎ池） 度会郡南伊勢町（こがれ池・国立公園境界）	区間距離 7.5km 有効幅員 5.0m	S60. 9. 5	43
登茂山線道路（車道）	起点 志摩市大王町（大谷浦・車道分岐点） 終点 志摩市大王町（八木山）	区間距離 1.0km 有効幅員 6.0m	H 4. 1. 16	3
横山迫子線道路（歩道）	起点 志摩市阿児町（横山） 終点 志摩市浜島町（迫子）	区間距離 3.5km	S60. 9. 5	43
朝熊山登山線道路（歩道）	起点 伊勢市（朝熊町） 起点 伊勢市（朝熊町） 起点 伊勢市（宇治館町） 終点 伊勢市（朝熊山）	区間距離 15.0km	H 6. 8. 16	53

事業名	事業位置	決定規模	告示年月日	番号
近畿自然歩道線道路（歩道）	起点 伊勢市（朝熊町・歩道分歧点） 終点 伊勢市（庵海町） 起点 伊勢市（楠部町・国立公園境界） 終点 鳥羽市（岩倉町） 起点 鳥羽市（神島） 終点 鳥羽市（神島） 起点 鳥羽市（菅島） 終点 鳥羽市（菅島） 起点 鳥羽市（鳥羽） 終点 鳥羽市（佐田浜） 起点 鳥羽市（松尾町） 終点 志摩市磯部町（上之郷） 起点 伊勢市二見町（溝口・国立公園境界） 終点 伊勢市二見町（松下） 起点 度会郡南伊勢町（碟浦） 終点 度会郡南伊勢町（相賀浦） 起点 度会郡南伊勢町（道行窓・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（船柄浦・国立公園境界） 起点 度会郡南伊勢町（東宮・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（東宮・国立公園境界） 起点 度会郡南伊勢町（神前浦・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（方座浦・国立公園境界） 起点 度会郡南伊勢町（古和浦・国立公園境界） 終点 度会郡南伊勢町（棚橋窓・国立公園境界） 起点 志摩市浜島町（浜島） 終点 度会郡南伊勢町（宿浦） 起点 志摩市志摩町（深谷・国立公園境界） 終点 志摩市志摩町（御座） 起点 志摩市阿児町（安乗） 終点 志摩市阿児町（安乗・歩道合流点） 起点 志摩市阿児町（安乗） 終点 志摩市阿児町（志島） 起点 志摩市阿児町（鵜方） 終点 志摩市浜島町（迫子） 起点 志摩市阿児町（志島） 終点 志摩市大王町（船越・国立公園境界）	区間距離 120.0km	H18. 8. 1	116
朝熊山登山線一般自動車道	起点 伊勢市（宇治館町・国立公園境界） 終点 鳥羽市（鳥羽）	区間距離 17.0km 有効幅員 5.5m	S60. 9. 5	43

## 6. 公園事業執行までの作業手順



## 7. 伊勢志摩国立公園管理計画検討経緯

平成18年10月31日 第1回検討会の開催  
11月22日 第2回検討会の開催  
平成19年2月20日 パブリックコメント  
～3月21日  
3月22日 第3回検討会の開催

## 8. 伊勢志摩国立公園管理計画検討会名簿

### ○有識者

(座長) 武田 明正	三重大学 名誉教授	(植物生態)
石原 義剛	海の博物館 館長	(漁業・民俗学)
江崎 貴久	有限会社オズ 代表取締役	(エコツアーアイ)
小山 充	NPO法人南勢テクテク会 事務局長	(ウォーキング・環境教育)

### ○関係行政機関

三重県  
伊勢市  
鳥羽市  
志摩市  
南伊勢町

### ○事務局

中部地方環境事務所  
志摩自然保護官事務所  
財団法人伊勢志摩国立公園協会